

No.	意見提出者の区分	本編該当章	意見内容(原文)	区の考え方	反映区分 A…意見を踏まえ、計画に反映したもの B…意見の趣旨が既に計画に反映されているもの C…今後検討のために参考とするもの D…その他
1	在住者①	第2章 公園の現状 第4章 公園づくりの進め方	お世話になっております。 新宿西口にあるちびっこ広場のような、大きな滑り台やジャングルジムなど、子供が目一杯身体を動かせる遊具がある公園、広場が千代田区にはなく、物寂しく感じます。 ご検討よろしく願い申し上げます。	ご意見ありがとうございます。おもにp39「施策1-3公園でできることを増やす」や「施策1-4各公園で機能を分ける」ことにより、多様なニーズに寄り添った公園づくりに努めてまいります。	B
2	在住者②	第2章 公園の現状 第4章 公園づくりの進め方	・錦華公園にゴミ箱を設置していただきたいです。	公園に関するご意見として受け止めます。 公園利用にあたり、ごみは持ち帰っていただくことを基本としていることを念頭に、すべての人が使いやすい公園づくりに努めてまいります。	C
3	在住者②	第2章 公園の現状 第4章 公園づくりの進め方	・錦華公園にブランコ(現在ある大きいタイプではなく、一般的なブランコ)を設置していただきたいです。	※意見番号1と同じ	B
4	在住者②	第2章 公園の現状 第4章 公園づくりの進め方	・西神田公園の遊具を錦華公園のような最新の遊具にしていきたいです。	※意見番号1と同じ	B
5	在住者③	その他	千代田区の行政はきめ細かく行き届いており、公園も含めて普段の生活においては特段の不満も少なく感謝しております。 ただ、地震等の被災時においては日本の中枢機能を担う官公庁や民間企業、学校群が集中しており、特に大地震時の帰宅困難者は区内で約60万人と推定されますが、民間施設で受け入れ可能な人数は約5万人で、通勤・通学時や夜間での被災時には職場や学校にとどまることもできず、帰宅困難者をどうするのか不安な面が大きいです。 千代田区の公園では、皇居外苑、北の丸公園皇居東御苑、日比谷公園、外濠公園、真田堀運動場が帰宅困難者の一時避難場所に指定されていますが、トイレや雨を凌ぐ設備、非常時の飲料等も限られており、一時的とはいえ避難者の収容可能人数は極めて少なく、安全確保が危ぶまれるのが現状です。 今次計画案は冒頭で防災のことも言及されていますが、一時避難場所に指定された公園やその他の公園の特に帰宅困難者を受け入れるための具体的な対策は記載がないか限定的と思います。 千代田区住民以外の方々の人命や安全確保のために、公園(一時避難場所)における帰宅困難者対策を具体的に、収容可能人数と防災設置設備・期限を明記されて計画され、それを防災対策として可能な範囲で公開されることを提言いたします。 また通勤・通学時や夜間はこれらの設備をどのように運営するのか、千代田区役所職員以外の消防・警察や地元住民との協力体制も制定していただきたいをお願いします。	ご意見ありがとうございます。本方針の公園のすべての公園に備わっている機能として、災害時の延焼防止や応急住宅供給などの空間を挙げさせて頂きました。 帰宅困難者を受け入れる6つの「災害時退避場所」については、現状、国や都が管理する公園等を中心に指定しているため、本方針では触れておりません。 その他の公園の災害時における活用方法については、今後も引き続き防災担当課と協議してまいります。	D
6	在住者④	その他	子どもの認知能力や子育てに関する専門家、環境が子どもに及ぼす影響などを研究している専門家、および住民も加えて、普遍的な教育環境の育成という視点で公園整備方針を策定すべきだと思います。 原案は本質的には大人の視点で策定されています。子どもへのアンケートも実施されていますが、それは大人の望む基本方針を補完するために抽出されています。 公園作りの基本方針から、子供にも参加してもらい、様々な意見を聞けば、もっと本質的に喜ばれる公園に近づくと思います。	本方針は、多岐に渡る分野で活躍されている学識経験者・有識者からなる検討会を中心に取りまとめたものです。また、区内全域の小学校児童やその保護者、中学校生徒にアンケートを実施し、子どもたちからの意見を聴取し、方針に反映しているものと認識しております。 今後の公園づくりにおいても、子どもや保護者をはじめとして、地域の意見を取り入れながら公園づくりを進めてまいります。	B
7	在住者④	第1章 千代田区公園づくり基本方針について	第一章 5. これからの公園行政が目指す方向性 巻末資料の「民間活力」は言うなれば公共投資として民間業者に税金を投入することです。 民間企業は営利企業であり、そもそも公共財としての公園整備に参入することは、本質的に矛盾します。 さまざまな経済学研究者が指摘するように、資本主義社会における営利企業は公園などをはじめとする社会的サービスを、労働者が継続して働くために必要としながら、その費用負担を否認します。結果として公共空間、社会的サービスはやせ細り、劣化する必然性があるのです。 年を追うごとに費用負担は増加し、行政がそれを拒否すれば事業から撤退します。その時行政機関は元から持っていたものも含めて一切のノウハウを失っており、その社会的サービスは維持困難になります。このような文脈から、公園整備をはじめとした住民への社会的サービスに、民間活力は導入するべきではないと考えます。	民間活力の導入目的については、公園の魅力や利便性を高めることで、区民の満足度向上を目指すことにあると考えます。 なお現時点での導入予定はありません。	D
8	在住者④	第1章 千代田区公園づくり基本方針について	また「千代田区で暮らす人、働く人、訪れる人たちの協働」という主旨の文言があります。一方でそれぞれの利害が対立する場面は必ず存在するでしょう。その場合、尊重される割合はどのように設定されるのかが見えません。最終的な主導権を住民が握る仕組みにしなければ、定住人口は減少すると思われまます。 単純に税収と発言力が紐づけられるなら、働く人の意見が最も大きくなります。逆に誰もがある程度満足できる妥協点で政策を立てるのだとすると、夜間も土日祝日も千代田区で生活する住民よりも、住民以外の意見が相対的に尊重されることになります。以上より、上記主旨は一体なにができるのか、混乱を招きます。 これらの気づきから、目標設定の根本に誤りがあると思いました。 公園行政が目指す方向性を定めるにあたり、行政という公共の存在が果たすべき役割、そしていかにして住民の社会的サービスの提供を守っていくか、という視点で練り直した方が良いと思います。	公園の利用にあたっては、区内在住者、区内在勤者、訪問者のいずれにも制限がないものと認識しております。目標値については、掲載することとしました。	A
9	在住者④	第2章 公園の現状	第二章 4. (1) より 遊具の整備状況を示し、遊具の拡充という政策につなげていると理解しました。しかしそれだけが解決方法ではないことは、世田谷区の羽根木公園が示す通りです。 子どもは与えられたもの、決められた遊び方では決して満足しないものです。であればむしろなんでも自由にできる状態にした方が、公園の価値が長持ちするのではないかと考える次第です。 たとえば、あえて遊具は備え付けず、遊び道具になるような落ち葉や枯れ枝が意図的に落ちやすいような自然を増やしたり、植え込みなどは子どもが入り込む前提で作るなどです。	遊具の拡充については、多様なニーズに寄り添うための1つの手段と考えております。p39「施策1-3公園でできることを増やす」や「施策1-4各公園で機能を分ける」ことにより、多様なニーズに寄り添った公園づくりに努めてまいります。	B
10	在住者④	第2章 公園の現状	6. 公園の利用状況 遊具やトイレ、休憩できる場所の要望が多いというデータは、それぞれを拡充するためには土地の確保がまず第一に必要な結論になると思います。 その結論を飛ばして個別の整備方針に話が進んでいるのは、議論の進め方が乱暴だと感じます。	千代田区の公園は、土地利用が極めて高度になされている都心にあり、新規の公園用地の確保や整備が困難であるという特徴があります。(p11) 整備方針においては、既存の公園等において全面・部分的な改修や運営・管理面における質的な向上により、今後の公園整備や管理運営を進めていく方針とするとともに、道路や公開空地との連携、有効利用についても記載しています。	B

No.	意見提出者の区分	本編該当章	意見内容(原文)	区の考え方	反映区分 A…意見を踏まえ、計画に反映したもの B…意見の趣旨が既に計画に反映されているもの C…今後検討のために参考とするもの D…その他
11	在住者④	第2章 公園の現状	8. 公園をより良くするための4つの視点 視点4で、「民間企業などとの緊密な連携が公園づくりの重要なテーマ」と述べていますが、その根拠が示されていません。 また「民間企業」を「地域住民」と並列に表記するのは誤った認識です。社会的サービスを維持し守るはずの行政機関が、民間企業の関与を増やそうとするのは自己否定です。	都市部である千代田区では、用地確保の課題があり公園面積を増やすことは難しく、道路や公開空地など公共的空間を公園のように使えるようにするといった取り組みが必要になります。(P11) そのため、開発による公開空地の設置や大街区化に伴う道路の宅地化による広場の創出など民間企業との緊密な連携が公園づくりの重要なテーマであるとしています。(P63)	B
12	在住者④	第3章 公園づくりのビジョン	第三章 1. 基本的な考え方 「都市における機能を最大限に発揮した公園作り」とは一体どのような機能なのか不明です。	公園は、誰もが安心して過ごし、憩える空間であることが重要な価値の一つであると考えます。また、都市部にとって貴重な緑の景観、多様な生き物の生息空間を創出するとともに、災害時の避難場所、都市気象の緩和、雨水の貯留浸透、地域コミュニティの醸成など、様々な役割を果たす重要な都市インフラとして捉えています。(P3)	B
13	在住者④	第3章 公園づくりのビジョン	4. 方針と施策 千代田区は他の地方自治体とは比べ物にならないほどの予算を持っています。そして税金は住民に還元されるべきもので、貯め込むのは本来誤った政策です。 本来とるべき方針は、狭い公園の敷地を増やすべく公園周囲の民間用地を買い上げ、公園敷地を増やすことだと考えます。 その本質的な課題と解決策を議論の俎上に乗せないで、根本的な解決に至りません。 使いきれず溜め込んでいたりする予算は本来全て住民に還元されるべきものですから、公園整備という還元を使うのは、認められると考えます。	千代田区の公園は、土地利用が極めて高度になされている都心にあり(P35)新規の公園用地の確保や整備が困難であるという特徴があります。整備方針においては、既存の公園等において全面・部分的な改修や運営・管理面における質的な向上により今後の公園整備や管理運営を進めていく方針としています。(P51)	D
14	在住者④	第3章 公園づくりのビジョン	方針1の 「施策1-4 各公園で機能を分ける」案は、狭小な土地に対応するための苦肉の策だったのだらうと思います。やむなくそうすべき公園もあるかもしれませんが、一方で公共空間は社会性の醸成の位置付けもあることから、誰もが集える場所である必要もあります。 ある特定の目的に絞った公園にすると、画一的でコミュニティごとの交流(老人と子供など)が促進されなくなるデメリットが予想されます。離れた公園との連携を期待している模様ですが、具体的にどうするかが見えないので実現性に疑問があります。 単純に考えれば、王道は周囲の土地を買い取って公園を広くすることだと思います。	千代田区は、規模が小さい公園が多いため、方針1の施策1-4で掲げる「各公園で機能を分ける」考え方が重要となります。複数の公園で機能を分担することで、地域として様々な公園機能の確保を目指してまいります。(P40)	B
15	在住者④	第3章 公園づくりのビジョン	方針4の 「施策4-2 公園と隣接施設の一体的な利活用」は、名目上の公園面積が増えたようにみせる施策だと理解しました。上記で述べたように、千代田区は他の自治体とは比べ物にならないほどの予算を持っています。にもかかわらずケチくさい施策で誤魔化そうとするのは正直ダサいです。	民間企業の施設や空間を公園と一体的に利活用することは、今後の公園利用における活用の可能性や幅を広げる手法の一つになりうると考えております。	D
16	在住者④	第3章 公園づくりのビジョン	別な点での気づきもあります。 「施策4-4 民間企業の知見とノウハウの導入」の必然性が資料から読み取れません。子供のためや地域住民のため、という文脈で公園整備の方針を決めようとしているのに、民間企業を施策に含める理由が全く見えないのです。 施策4は「様々な主体による公園作り」を謳っていますが、主体とは社会的サービスに寄与する、または社会的サービスを受ける主体に限定されるのが当然です。 民間資本はその本質として、社会的サービスにただ乗りし、劣化させる仕組みを備えています。従って民間資本を主体のひとつに据えることは公共サービス、社会的サービスの充実という視点で見ると矛盾するのです。ゆえにこの施策は取り下げるべきです。 施策4-4と同様「施策4-3 開発との連携」、行政が担う社会的サービスと民間業者による開発とが本質的に両立しないことを無視しています。「現代の金融資本主義社会において、政治は経済の従属変数に成り下がった」「政治は経済の下僕になった」と指摘されている社会において、この施策は間違いなく社会サービスを劣化させ、民間業者(開発デベロッパー)への利益誘導に行き着きます。(「資本主義・デモクラシー・エコロジー」千葉真(著)、筑摩書房より) ゆえにこの施策は取り下げるべきです。	※意見番号7と同じ	D
17	在住者④	第4章 公園づくりの進め方	第四章 4. 公園づくりの進め方 1. 計画の実現に向けた手法について 何度も指摘しているように、根本的課題である公園敷地面積の拡充、つまり民間用地の積極的買収が出てきてよいのに、全く触れられていません。せめてなぜその施策が出来ないのかを資料内で示すべきだと思います。	※意見番号13と同じ	D
18	在住者④	第4章 公園づくりの進め方	オープンハウスは行政からの情報提供であり、合意形成の手段にはなり得ません。合意形成のためにはお互いが意見表明し、妥協点を見出すという民主的手続きが必須だからです。従ってこの文章は目的と手段が一致していないと言えます。 全ての情報を平等に開示し、誰もが議論に参加でき、前向きな公園作りが成立するよう舞台を整える作業を、ぜひ行政機関には実施してほしいです。	オープンハウスはパネルの展示やリーフレットなど資料の配布や説明により、事業や進め方に関する情報を提供し、意見収集をする場と考えています。オープンハウスのほか、アンケート調査やヒアリングなども実施しております。今後も引き続き多くの意見収集ができるよう取り組んでまいります。	D
19	在住者④	第4章 公園づくりの進め方	施策4-3、4-4は「2. これまでの取り組み」には載っていないのに、「3. 今後の取り組み」には載っています。前述の通りこの2つの施策は唐突で必然性が見えず、行政サービスの本質から逸脱した考えに基づいています。繰り返してはありますが、施策4-3および4-4は取り下げるべきだと考えます。	施策4-3については、隣接施設との連携の事例を掲載しました。(p46)以下、意見番号7と同じ	D

No.	意見提出者の区分	本編該当章	意見内容(原文)	区の考え方	反映区分 A…意見を踏まえ、計画に反映したもの B…意見の趣旨が既に計画に反映されているもの C…今後検討のために参考とするもの D…その他
20	在住者④	第4章 公園づくりの進め方	4.他事業・他区との連携 「開発と連携した公園づくり」の例として淡路公園を紹介しています。実際は狭小で慢性的な芝生の損耗、エリアを区分けた芝生の敷き直しにより慢性的に立入禁止区域が存在します。 問題は利用者数に対し、敷地面積が狭すぎることで。従ってこの例は成功例ではありません。むしろ今後改善すべき点を検討する例だと思います。 ちなみに人工芝に変える、という安易で根本解決にならないことはやめてほしいです。人工芝は擦れた時に熱を帯びて子供が火傷する危険性が増すからです。	公園に関するご意見として受け止めさせていただきます。 すべての人が使いやすい公園づくりに努めてまいります。	D
21	在住者④	第4章 公園づくりの進め方	5.進行管理 PDCAのうち、Cは施策を実行する部門以外で、第三者的立場による検証が必須だと考えます。さもなくば施策の適正さを客観的に判断できないからです。判断できない場合、行政の恣意性が介入する余地が生まれます。	進行管理について再考しました。(p66) 事業の状況確認(C)については、公園の利用実態や区民意見も聴取しながら、評価いたします。	A
22	在住者④	第4章 公園づくりの進め方	6.公園施策の深化に向けて 深化のため、定量分析を行う計画であることが理解できました。 その場合、生データを含めた全ての情報を、誰もがいつでもアクセスできる状態にする必要があると考えます。それがなければ住民と共に作る公園にはならず、これも行政の恣意性が入る余地が生まれるからです。	官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)において、国及び地方公共団体はオープンデータに取り組むことが義務付けられました。オープンデータへの取組みにより、国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等が期待されています。 https://www.digital.go.jp/resources/open_data (デジタル庁オープンデータ概要より)その考え方に基づき、オープンデータ化を検討してまいります。	C
23	在住者⑤	その他	公園とは、商業広告や自家の標札看板などを含めた、さまざまな文字情報から解放されるから、精神面情緒面でも解放されて、休まる空間なのだ。 和田倉門のスタバなど、希少な場所で登場した米系カフェという新鮮さで人気を博したが、あそこに5軒も6軒もカフェが並んで国民も旅行者も喜ぶか、価値があるかという話だ。 愚劣な、無広告の神聖な空間を「安売り」しようという愚劣な政策以外の何物でもない。	※意見番号12と同じ 公園内への広告や看板の設置等については、都市公園条例を遵守の上で個別に判断してまいります。	D
24	在住者⑥	第1章 千代田区公園づくり基本方針について	6ページにある「民間活力の導入」に、強く反対します。 三井不動産による日比谷公園破壊は目を覆うばかりです。 なぜ皆で憩うための公園を、民間活力という名の企業の利潤追求に使われなければならないのでしょうか。	※意見番号7と同じ	D
25	在住者⑥	その他	東郷公園の高木伐採も愚かな選択です。 沸騰都市東京は、高温のために不要不急の外出を控えることを呼びかけられる有様です。 これ以上千代田区を破壊しないでください。	東郷公園改修にあたっては、公園にあった九段小プール撤去や安心・安全な利用の観点、また樹木調査を実施の上で個別に手法を検討しました。高木伐採や都市の高温化問題についても、その影響を最小限に抑えるための対策を講じ、利用者の皆さまが安心して利用できるよう努めてまいります。	D
26	在住者⑦	その他	千代田区の公園は、ボール遊びはダメ、花火もダメでつまらないイメージです(遊具はそれなり)が、この方針に書かれているように最近やれることが増えてきて楽しくなってきました。(もっと早くやってほしかったです！) アンケートに書いた内容が将来のイメージの絵になってとても嬉しいです。子どもたちの声が届いたと思いますし、高齢の親戚たちも、かなり踏み込んだ内容だ、祭りのこともわかっているし良いねと言っています。 他の計画資料も拝見していますが、文章が簡潔にまとめられていて分かりやすいと感じたことと、横向きの物に斬新さを感じました。 さて、ほぼ文句無しなのですが、一点お願いです。 素晴らしい内容なので、子ども向けにも作ってもらえませんか？できれば小学校の低学年ぐらいをターゲットにしたものが良いです。自分の住む千代田区で起きていることに関心を持ってもらいたいということからのお願いです。ちなみにですが、高学年ではふりがなを付けるくらいで充分だと思えます。 千代田区の公園がもっと良くなることを切に願っています。頑張ってください！	ご意見ありがとうございます。 子ども向けの資料作成の提案については、大変重要な意見として受け止めております。また、千代田区の未来を担う子どもたちが、自分たちの住む地域について学び、関心を持つ機会を提供することにもつながると認識しております。そのため、小学生を対象とした資料作成については、積極的に検討してまいります。	B
27	在住者⑧	その他	公園整備は区や民間主導でなく、(町会長など一部の利益代表ではない)在住、在勤、在学者の声を幅広く聞いて進めるべき。なるべく手を加えず、自然や樹木を温存し、イベントや派手な遊具や企業の介入を排除したものを期待する。もちろん目的に応じて、子どもを対象にした公園、大人や勤務者が静かにゆっくりできる場所、など工夫は必要。これ以上開発中心で「稼げる公園」を増やすことには断固反対。	公園整備にあたっては、P39「施策1-1みんなでつくる公園」「施策1-2公園の基本的なサービスの向上」「施策1-3公園でできることを増やす」「施策1-4各公園で機能を分ける」のほか、P41「施策2-2緑をいかしたうるおいある公園づくり」など様々な視点を考慮しながら検討していきます。	D
28	在住者⑨	第3章 公園づくりのビジョン 第4章 公園づくりの進め方	公園でのヒアリングやアンケートに答えた内容が良く反映されていると思います。 祭りや縁日などの伝統的行事を押さえてあること、インクルーシブの視点や多世代交流、SDGs、環境対策など子どもたちが学校で学んでいる内容にも触れられており、最近の様々な千代田区事情を踏まえた、良く練られた内容だと思いました。 最近花火ができるようになったり、時間でボール遊びができるようになるなど、ありがたいのですが、やはり九段下にあったような無料で自由にボール遊びができる場所が欲しいです。P47未来の公園シーンにボール遊びが記載されていますが、今後の取り組みのハード面P60機能特化型の整備に含まれているのか気になりました。スケートパーク、ボルタリング、ドッグランなどの「など」に含まれていると理解して宜しいでしょうか？ボール遊び場のハード整備を特に期待しています。	ご意見ありがとうございます。 ボール遊びに関しては、多くの要望をいただいております。区としても重要な課題として受け止めております。 p60機能特化型の整備には、ボールあそび場についても含まれるため、表記方法を再考しました。	A
29	在住者⑨	第4章 公園づくりの進め方	ソフト面の取り組みのプレリーダー、花火利用、子どもの池+に関しては、今後も充実・継続してほしいことはもちろんですが、遊び相手や警備・見守りの方がいることで、安心して遊ぶことができ、また友達とは違った大学生と遊ぶことで学びもあると思います。花火利用時には警備の方がいることで、安心して遊べましたし、秩序も保たれていると感じましたが、見守りと声かけ、スペース確保ができる方も良いかもしれません。 体育大会での遊具体験、公園ブース、とても良かったです。引き続き頑張ってください。	これらのソフト面の取組みについては、今後も継続していく予定です。ご意見をいただいた通り、見守りや声かけ、スペース確保を想定した配置に見直すなど、検討してまいります。	C

No.	意見提出者の区分	本編該当章	意見内容(原文)	区の考え方	反映区分 A … 意見を踏まえ、計画に反映したもの B … 意見の趣旨が既に計画に反映されているもの C … 今後検討のために参考とするもの D … その他
30	区内事業者①	第3章 公園づくりのビジョン	防犯に関する視点が欠けているのではないのでしょうか？ 都心という不特定多数の人が利用する公園です。 子どもを少しでも安全に遊ばせるには犯罪の抑止力になる防犯カメラを設置して、そのことを表示するべきです。 防犯カメラがプライバシーの侵害という理屈は古い話であり、今は警察の捜査以外は映像を見られないのが常識です。	ご意見ありがとうございます。 「施策3-4 デジタル技術を上手に使う」として、デジタル技術などを活用して防犯性を高める安全・安心な公園づくりを掲げております(P43)。その取組みの一環で、錦華公園へ防犯カメラを設置しました。	B
31	在住者⑩	その他	千代田区岩本町に在住する区民です。千代田区内においても、さまざまな地域特性があるので、その地域に合わせた公園づくりが求められます。私が住むところは、狭小事務所用途の雑居ビルが多く、昼は、通勤する人々、配送する車や配送人、日本語学校等の通学生、インターナショナルスクール、人形町と比較して、それほど多くない人の流れ、また、夜は、飲食店も少ないため、人通りがほとんどない閑静な場所になるという、昼夜間人口の差異が激しい地域です。こうしたなか、最近では、中堅レベルの分譲、賃貸マンションが建ち始め、いわゆるパワーカップルなどの若い人々が流入し始めております。 こうした若者が住む流れが進めば、いろいろなアイデアや意見が行政に伝えられ、しいては地域活性化につながるものと考えます。 そこで、若者が地域に住む動機の一つとして、子供の住むための環境として適切な場所どうか、重要な判断材料であるということです。 岩本町地域は、狭小の公園、しかも、遊具も置けない、陰湿な場所がいくつか点在しており、私が住んでから、一度も子供が遊んでいる風景を見たことはありません。これは、単に、公園を作ったという行政の自己満足でしかないともいえます。 住民は、公園の数を多く増やすことを求めているわけではなく、そこで子供も大人も満喫できる場所を求めています。	ご意見ありがとうございます。 本方針においても、地域別の分析を行いました。公園の魅力を最大限に引き出すために、p39「施策1-3公園でできることを増やす」や「施策1-4各公園で機能に分ける」ことにより、多様なニーズに寄り添った公園づくりに努めてまいります。	C
32	在住者⑩	その他	本来、代々木公園や光が丘公園、駒沢公園、猿江、浜町公園など、都立公園なみの場所があれば理想なのですが、千代田区にはそのような場所は皇居以外ありません。そこで、公園づくりの従来の視点を、大幅に変えてみてはいかがでしょうか。 私の住む地域で唯一の候補は、旧今川小学校が該当します。地域内で最も面積を有するこの場所において、多目的な行政分野がまとまる場所として、その一つに公園をつくるという、その場所に合った公園づくりのコンセプトをまとめた計画を策定してほしいと考えます。 例えば、1階には防災拠点にもなる広場、2階から上は、幼稚園、小、中一貫校の整備やデイサービス施設(子供と老人が触れ合う場所)、誰でも参加できる生涯学習、住民参加型サークル(地域コミュニティのきっかけ、結びつきの強化につながる)……そして、公園は、屋上公園と、雨でも遊べる屋内公園の連結した2フロアを置くなどして、少子化社会を想定すると、こうした複合的施設が今後求められ、さらに、こうした施設があることで、若者誘致にもつながるのではないかと考えますので、検討のほどよろしくおねがいいたします。	ご意見、ご提案ありがとうございます。 公園と周辺施設との一体整備も視野に入れて、今後も検討してまいります(P45「施策4-3」)。	C
33	在住者⑪	その他	エッセンスにまとめられている内容が分かりやすいと感じました。 アンケートやヒアリングなどのデータが膨大であり、とても驚きました。傾聴する、寄り添うという姿勢が良いと思います。	ご意見ありがとうございます。 今後も多様なニーズに寄り添い、区民のみなさまとともに手を携えて公園づくりを進めてまいります。	B
34	在住者⑫	その他	昨年少子供が生まれ、1歳になり、半蔵門駅付近の公園を利用する機会が増えたのですが、夏は蜂がたくさん飛び回っていて公園に近づくこともできませんでした。 また猫の糞のようなものや、秋には落ち葉がたくさん落ちており、決して綺麗に整備されているとは思えず、失望してしまいました。 都内ということで公園が少ないことは分かっていましたが、少ない遊び場さえも整備されていないのには残念です。 また、番町の森ではボール遊びも出来ず、蜂も多く飛んでおり、利用することがなかなか難しいと感じます。 未就学児でも利用しやすい環境づくりをお願いしたいです。	※意見番号①と同じ	B
35	在住者⑬	その他	子どもたちのやりたいことを実現するための方針になっていると理解しました。様々な遊びの場を作るために区内全体で機能を分担し、これまでできなかったことをやれるようにすること、これまでの文化を継承しながら高齢者や障害者などの利用にも目を向けているので、バランス良く考えられていると思いました。 ただ、すべてのデータを読み込んで理解していくことは中々骨が折れるのと、エッセンスでは簡潔かなと感じましたので、できれば数枚にまとめた概要版があると良いと感じました。また子どもが親と一緒に読めるような、小学生の低学年向けの物もあると大変ありがたいです。ご検討の程、宜しくお願致します。	※意見番号26と同じ また、概要版についても積極的に検討してまいります。	B
36	在住者⑭	その他	岩本町の辺りの公園の絶対数が少ないと思います。また、まともに公園と呼べる場所はありません。 龍閑児童公園は中央区と言う認識で、喫煙者やヤバそうな人が居るので名前以外で公園と呼べる要素はないです。	※意見番号①と同じ	B
37	在住者⑮	その他	■コメント1 方針実現のための体制づくりを本方針に組み込む必要があると思います。港区にぎわい公園づくり推進計画にも推進体制の項目があります。民間組織等へ最大限外部委託する方針とすることで、柔軟で積極的なイベント開催や設備更新等の有効活用が見込めます。ただし第三者による監査は条件として必要だと思います。	ご意見ありがとうございます。 今後の具体的な公園整備にあたって検討を進めてまいります。	C
38	在住者⑯	第4章 公園づくりの進め方	■コメント2 個別施策のPDCAサイクルは1年以内にするべきです。行政文書でもメモ書きや日程表等は保存期間が1年未満で良いとされているようです。書類が無ければ成果評価できません。同じ理由で20年サイクルの方針見直しも不適切です。千鳥ヶ淵のさくら祭りなど民間協力事業も多数ありますが、法による書類保存期間は10年から5年が多いため、それ以内でないと成果評価が困難になります。5年ごとに方針の達成率を評価して問題なければ継続という枠組みでも良いです。港区の方針も5年と書いてあります。	ご意見ありがとうございます。 本方針についても、5年ごとに施策の進捗や目標値の達成状況等を評価し、必要に応じて施策の見直しを図り、10年後には中間見直しを検討、20年後には成果を評価し、改定を検討いたします。	A

No.	意見提出者の区分	本編該当章	意見内容(原文)	区の考え方	反映区分 A…意見を踏まえ、計画に反映したもの B…意見の趣旨が既に計画に反映されているもの C…今後検討のために参考とするもの D…その他
39	在住者⑮	その他	<p>■コメント3 以下のような資料を添えて2回目のパブコメを実施して頂きたいです。新方針だけを見ても中身の良し悪しを十分に判断できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧方針と新方針の比較資料。 ・方針策定に至るまでの協議会等の議事録。 ・過去20年の公園関係の予算金額と消化率と実施項目。 ・各公園の現状写真や紹介資料。(これは既に千代田区ウェブサイトにあります。) ・各公園に対するGoogleマップ等のクチコミや区が把握している意見の概要。 	公園・児童遊園等整備方針の概要(平成19年)をはじめ、これまでの検討会の資料等については、HPIに公開しております。また、アンケート、ヒアリング結果等の詳細については、資料集にまとめ、公開いたします。	B
40	在住者⑮	その他	<p>■コメント4 児童遊園・公園・広場など、区別するなら定義をしっかりと方針で示してください。遊歩道や土手も、公園や児童遊園とは区別するべきです。佐久間橋児童遊園、お玉が池児童遊園、船橋児童遊園など、遊具も遊び場もない、実態は喫煙所や休憩所でありながら、区が児童遊園という呼び名を改めていない場所がいくつか見受けられます。定義を明確にし、実態に沿って名称を改めることを方針に盛り込んでください。</p>	各用語の定義については、用語説明に加ええます。	A
41	在住者⑮	その他	<p>■コメント5 可能なら参考例として、一つの公園における今後10～20年程度のロードマップを示して欲しいです。建物の長期修繕計画のようなものと考えてください。方針に沿った公園づくりがどんなものかイメージしやすくなり、方針の是非の判断材料となります。</p>	第4章公園づくりの進め方に「プロセスと進行管理」(1)公園づくりの標準プロセスを設け、ロードマップを記載いたしました。(P66)	A
42	在住者⑮	その他	<p>■コメント6 素案3ページ目と14ページ目の五番町児童遊園、外濠公園、千鳥ヶ淵公園等は、遊歩道と児童遊園部分が公園として一括りに表記・マッピングされており比較として不適切です。遊歩道と児童遊園を位置ごとに区別して表記しマッピングしたなら、番町エリアの児童遊園の規模が実際は小規模で分散していることがわかるはずですが。</p>	ご意見ありがとうございます。都市公園・児童遊園・広場の位置や範囲を示したマップとしています。番町エリアでの遊び場が小規模なことは把握しております。今後の公園整備に関しては、P39「施策1-3公園でできることを増やす」や、「施策1-4各公園で機能を分ける」の考え方を踏まえながら検討してまいります。	B
43	在住者⑮	その他	<p>■コメント7 港区にぎわい公園づくり推進計画に対し、千代田区も遜色無い内容にして欲しいです。特に地区別の方針は必要不可欠だと思います。</p>	本方針の改定検討にあたり、地域別に現状と課題の分析を進め、議論の結果をとりまとめたものです。なお、検討会の資料等については、HPIに公開しております。	B
44	在住者⑮	第4章 公園づくりの進め方	<p>■コメント8 千代田区はデジタル書面送付サービスが開始する予定です。おそらくアンケート集計機能も付くので、デジタルを活用した情報発信だけでなく「意見募集」も方針に盛り込んで、定期的に公園利用者からアンケートを取ることを、PDCAに組み込むべきです。</p>	意見募集を含めたデジタル技術の活用については、今後も積極的に行ってまいります。	C
45	区内事業者②	その他	<p>1. 千代田区の特徴を踏まえて、行政自らが責任をもって公園を管理運営し、「対話と参加の都市公園づくり」を進めるべきである。 Park-PFI創設の背景として国土交通省が「新たなステージ」(都市公園法運用指針(第6版)、https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/0017533336.pdf、「都市公園法改正のポイント」https://www.mlit.go.jp/common/001248733.pdf)と述べていることは、千代田区に該当しない。 ①都市公園のストックの増加(1人当たり都市公園面積:10㎡/人を超えている。) →千代田区は4.08㎡/人で公園面積の増加が課題。 ②財政制約等から地方公共団体の整備費、維持管理費は限られており、公園整備、更新への投資もある程度限界がある。都市公園の魅力向上、施設整備・更新を持続的に進めていくためには、公共の資金だけでなく、民間の資金の活用をより一層推進することが必要。 →千代田区には、施設の更新・魅力向上を行う公共の資金・財力がある。 よって、都市公園の原則に従って、「一般公衆の自由な利用に供することを目的として設置される公共施設(コモンズ)」として、行政自らが責任をもって、地域の住民団体や学校・企業団体との「対話」の場を設け、これらの方々の「参加」を得て、魅力ある公園を整備管理すべきである。</p>	ご意見ありがとうございます。本方針の策定にあたり、アンケート調査やオープンハウスなどを通して、意見を広く収集しました。都市部である千代田区では、用地確保の課題があり公園面積を増やすことは難しく、道路や公開空地など公共的空間を公園のように使えるようにするといった取組みも必要と考えています。(P11)そのため、区内での開発により、公開空地の設置や大街区化に伴う道路の宅地化による広場の創出など民間企業との緊密な連携が公園づくりの重要なテーマであるとしています。(P63)	B
46	区内事業者②	第2章 公園の現状	<p>2. 千代田区の公園の特徴は、500㎡未満の小規模公園が半分以上であり、5000㎡以上は4か所しかなく、公園の「空地」は貴重である。 ①この公園の空地は、子どものための「遊びの場」としての遊具などの設置、周辺住民や勤務者・高齢者等の「休息・憩いの場」として樹木の木陰の創出やくつろげるベンチの設置、清潔な公衆トイレの設置又は使用可能なトイレの案内など、魅力があり使い勝手の良い公園とするべく、地域の住民団体や学校・企業団体との「対話」と「参加」を得て作り上げていくことが必要である。その際、住民団体等による「公園施設自主管理団体(例:花壇の植栽・手入れ)との連携についても積極的に進めるべきである。 ②千代田区においては、「既存の公園」は貴重・希少であり、その空間を「民間のビジネスチャンスの拡大」を図るためにレストランやカフェ店などの営利施設が占めることは、極めて不適切である。 ③また、千代田区としては、「既存の区有地」の有効活用にあたっては、都市公園への転用に高い優先順位を置くことが適切である。この場合も、千代田区の公園面積が4.08㎡/人であることを考慮し、行政自らが責任をもって公園を設置管理すべきであって、「民間のビジネスチャンスの拡大」を図ることは不適切である。</p>	※意見番号27と同じ	D
47	区内事業者②	第2章 公園の現状	<p>3. 商業施設の密集地で「都市再開発に伴って創出される新たな公共用地」が千代田区に帰属する場合も、千代田区の公園面積が4.08㎡/人であることを考慮し、可能な限り、公園緑地として整備管理すべきである。また、都市再開発では、ビルの谷間から空を除くようなことにならないよう、地上から見上げる眺望にも配慮すべきである。</p>	※意見番号15と同じ	D
48	在住者⑯	その他	<p>① PFIには反対です。民間の例えばエリアマネジメント会社に管理運営を委託する方向には反対である。 ・公園整備は区が負担と責任をもって取り組むべき</p>	※意見番号7と同じ	D

No.	意見提出者の区分	本編該当章	意見内容(原文)	区の考え方	反映区分 A…意見を踏まえ、計画に反映したもの B…意見の趣旨が既に計画に反映されているもの C…今後検討のために参考とするもの D…その他
49	在住者⑩	その他	② 企業の空気を公園としてくくるのはよくない。 ・地域貢献が声高に言われるが、大きなビルは地域に負荷をかけるので、広場を作り負荷を和らげるのは当然のこと。 ・ビルの谷間で子どもに遊ぶ、と言っても委縮する ・人工的にデザインされた空間はしゃれているが落ち着かない ・企業の広場の利用には大人でも無意識に遠慮感が生じる	民間企業とも対話をしながら、誰もが快適に安心して過ごせるよう空地の公園的活用にも努めてまいります。	C
50	在住者⑩	その他	③ 子供には「ふじみこどもひろば」のような、人工的でない土と草地の空き地が魅力的 ・しかし「ふじみこどもひろば」は教育委員会の管轄下だからと、公園づくり方針の中に含められないのはおかしい。 公園として部局を超えてとらえるべき。	土地活用に関する検討の進捗により掲載しておりません。	D
51	在住者⑩	その他	④ 樹幹被覆率を意識した公園を望む ・千鳥ヶ淵のようなコンクリートの空き地はとて公園とは言えない ・都心では暑さと風を和らげる樹木を中心とした公園がどの年齢層にも望まれていると思う	緑の持つ機能に配慮し、今後も公園づくりに努めてまいります。	C
52	在住者⑩	その他	⑤ 公園までのアクセスの確保と広報を ・外堀公園、東郷公園もよい公園だが、どちらも行くまでの歩道が狭く、子供にも高齢者にも行きにくい。 アクセスの確保も計画に取り入れるべき。 ・行きにくいので知られていない、ので行きやすくし、広報を。	公園へのアクセスや広報については、HPやSNS等を活用するなど検討してまいります。また、道路事業との連携を視野に検討してまいります。	C
53	在住者⑩	その他	⑥ 広報と言ってもイベントでの広報はよくない。イベントの時はくつろげないのでないほうがよい。	ご意見ありがとうございます。 イベントの開催利用に偏らない公園づくりに努めてまいります。	C
54	在住者⑩	その他	⑦ これまでにできた公開空地で意味がないものがある。民間部門の採用の前にこれらの失敗を見直したり、有効化するべき。 ・たとえば、ベルギー大使館前、サイエンスプラザの公開空地は緑が少なくコンクリートやタイル敷きで、休み場所にも遊び場にもなっていない。 ・これらはオフィスの真下で子どもは遊びにくい。 ・日テレ再開発で広場ができるというが、オフィス前の物理的、心理的に圧迫感のあるところでは子供は遊ばない。 (地域貢献と威張って言えるものにはならないと思う)	※意見番号49と同じ	C
55	在住者⑩	第1章 千代田区公園づくり基本方針について	1. 千代田区公園づくり基本方針(案)の第1章の「4. これまでの公園を取り巻く環境の変化」に、「公共の場の喫煙に対する意識の変化とともに、公園は一部の大人達の憩いの場から、より幅広い年齢層に利用される場所へと変化してきました。」との記述があります。これは、社会で、喫煙抑制(制限)、公共空間での禁煙、間接禁煙防止の動きが現れる前は、子供たちは公園で遊ぶことはなかったと言っているように聞こえます。そんなことはなく、公園は喫煙が盛んな時代でも子供にとって重要な場所だったと思いますが、私の思い違いかもしれません。この記述はどのようなエビデンスを以って、為されたものか知りたいと思います。	ご意見ありがとうございます。 文章の表現方法について再検討し修正しました。	A
56	在住者⑩	第2章 公園の現状	2. 同第1章の「人口の増加と公園面積の関係」に、「区外からの来訪者の公園利用についても考慮する必要があります。」とあり、その通りと思います。どこで、どのように考慮されているのか、知りたいと思います。	第3章 公園づくりのビジョン 方針2:区の特徴をいかした公園づくりの「施策2-3 時間帯・場所ごとに楽しめる公園」の考え方となります。	B
57	在住者⑩	第1章 千代田区公園づくり基本方針について	3. 同「4. これまでの公園を取り巻く環境の変化」は、「今後も地域の人々にとって大切な場所であり続けます。」と締めくくられています。千代田区には、住民(在住者)に加えて、たくさんの方の通学者・通勤者があり、公園の利用者には、通学者・通勤者の存在していると思います。本方針では、在住者に加えて、通学者・通勤者も、対象となる公園の利用者と位置付けているものと思います。ただ、ニーズの計画への反映の仕方は、住民か通学者か通勤者かによって違いもあり、公園のある地域によっても違ってきます。そうであれば、その旨を明示する方がよいと考えます。もっぱら周辺の企業・団体の社員等が利用している公園については、在住者ではない周辺企業から、要望やアイデアを聴取するの併せて、財務・非財務の両面で、公園の造営・維持・管理について、支援を取り付けることも考えたいと思います。	本方針の策定にあたり、在勤在学の方へもアンケートを実施しました。 また、各公園の特色についてもHPにて公開しております。	C
58	在住者⑩	第1章 千代田区公園づくり基本方針について	4. 同じく第1章の「2. 方針の対象」の記載内容から、日比谷公園や北の丸公園等の位置づけを理解しました。 (1)第2章の「1. 人口の増加と公園面積の関係」で示されている一人あたりの公園面積4.08㎡/人は、どのように算出されたものか知りたいと思います。千代田区立公園等一覧の面積合計を2024年の人口で割った数字とは一致しません。(107089.88÷5838.38≒9199.15)÷68755の計算結果とは異なるようです。 (2)第2章「8. 公園の利用状況」のアンケート回答者には、方針の対象の公園等を正確に説明して、アンケートへの回答を依頼しているのか否かによって、アンケート結果の意味合いが変わってくると思いますので、どうなっているか知りたいと思います。 (3)本方針の対象ではありませんが、北の丸公園などが、区民が利用している公園の1つになっていますので、この点を、適切に反映させた検討を行わないと片落ちの結果になると考えます。難しいことですので、どのようにされているのか、知りたいと思います。	(1)1人当たりの公園面積については、公園・児童遊園・広場・都立公園も含んだ面積から令和6年1月1日の人口で割って算出したものになります。 (2)アンケートについては、対象公園の説明をしております。 (3)管轄の問題から、本方針の対象から外しておりますが、マップ上において重要な関わりがあると判断した場合は必要に応じて考慮または記載しています。(p15、p21等)	B
59	在住者⑩	第1章 千代田区公園づくり基本方針について	5. 同第1章の「5. これからの公園行政が目指す方向性」の趣旨は、読み解くのが難しいですが、「都市公園法改正により民間活力の導入など公園の新たな活用の可能性が生まれているので、千代田区では、これまでの「行政主体の公園整備」を改め、Park-PFI(公園設置管理制度)を採用してゆく方針に変更する」ということであれば、それは取りやめるべきと考えます。区民の財産である区立公園等を、その管理に携わる立場にある区が、事業者収益事業の機会として提供し、収益追求の為に利用させるというスキームを採用するという考え方を、この方針に盛り込むことで、千代田区の区立公園等の造営・維持・管理に、包括的に適用することは、許容されないと考えます。	※意見番号7と同じ	D

No.	意見提出者の区分	本編該当章	意見内容(原文)	区の考え方	反映区分 A…意見を踏まえ、計画に反映したもの B…意見の趣旨が既に計画に反映されているもの C…今後検討のために参考とするもの D…その他
60	在住者⑩	第1章 千代田区公園づくり基本方針について	6. 08ページのコラムで、カーボンオフセットに言及するなら、協定締結の下で、様々な活動を行っているという背景からの全貌の説明とカーボンオフセットとして千代田区としてはどれだけのコストをかけてカーボン排出量をどれだけ減らしたカウントにできているかという定量ベースの説明を記載してもらいたいと思います。さもなければ、このページは意味がない、或いは、誤解を招く原因になってしまうと思います。	本コラムは、公園整備での地方都市との連携によるカーボンオフセット事業について紹介したものです。	D
61	在住者⑩	第2章 公園の現状	1. 千代田区公園づくり基本方針(案)第2章の「4. 公園施設の整備状況」の「(2)運動施設」の状況については、スポーツセンターの利用、小学校の校庭開放、出張所の施設へのニーズと類似、或いは、共通する部分もありますので、公園だけで完結させて考えず、その他の運動施設も視野にいれた検討をすどよといと思います。利用者となる区民の視点からの課題解決、或いは、サービス向上を志向して、取り組んで頂きたいと考えます。	※意見番号20と同じ	C
62	在住者⑩	第2章 公園の現状	2. 同「6. 公園の利用状況」では、③カウント調査、④ヒアリング調査、⑤Webアンケート調査、⑥街頭インタビュー調査は、在住区民に加えて、通学者・通勤者も調査対象に入っているのでしょうか？同「1. 人口の増加と公園面積の関係」で、「区外からの来訪者の公園利用についても考慮する必要があります。」とあります。その通りだと思いますが、どのように考慮するのか判りませんでした。	各種調査には、通学者、通勤者も含んでおります。区外からの来訪者に関する整備の具体例としては、オフィスワーカーも気軽に利用できる居心地よい休憩スペースの拡充や観光客向けのサインや音声ガイドの設置、時間帯によって用途を変えることなどが考えられます。	B
63	在住者⑩	第2章 公園の現状	3. 同「6. 公園の利用状況」の「(7)身近な公園にあったらいいなと思う機能や施設」は、ニーズをよく把握していると思います。対応としては、水遊びや花火やボール遊びについては、子供の遊べるプールや消火設備や玉よけネットなどの設備(ハード面)の用意と併せて、実施の前後の日程で、ルールの設定と周知徹底、見守り、安全確保、指導などを行う管理者の配置を確実に必要があり、抜け漏れのない施策展開をお願いしたいと思います。後者については、消防団員や社会体育指導員などの協力を要請するなどにも検討に値すると思います。	公園を柔軟に活用していくためには、ルール作りや利用者の規範意識、安全確保は必要不可欠であると考えます。区民と手を携えて、皆様が安心して過ごせる公園づくりに努めてまいります。	C
64	在住者⑩	第2章 公園の現状	4. 同「6. 公園の利用状況」の「(8)公園を利用しない人からみた公園の魅力」で、「活動やイベント(マルシェやワークショップ)」が挙がっていますが、公園の魅力アップの為にイベントを企画・開催すると考えることは間違いです。そのイベントに適した会場で、区立公園等に固執せず、開催されればよい訳です。各地域の千代田区立公園等では、そこで開催する必然性のあるイベント、例えば、「九段坂公園での銅像のある品川弥二郎の顕彰イベント」は是と思えますが、それぞれ特徴のある区立公園等では、原則として、当該千代田区立公園等で開催する必然性がないイベントの開催は、日常的な利用者の利用を妨げることになり、行うべきではないと考えます。地域のお祭りの御神輿の休み処を公園におくなどは、是非やれるとよいと思います。一方、日比谷公園の野外音楽堂や日本武道館で開催されるイベントは、そのほとんどが、区立公園等で開催する必然性がないので、たとえ、広さなどの条件が合致するとしても、そもそも開催を検討するべきではありません。	イベントの実施許可にあたっては、公共性・公益性の観点や地域における合意形成などを考慮しながら個別に判断していきます。	D
65	在住者⑩	第2章 公園の現状	5. 同「8. 公園をより良くするための4つの視点」の「視点2 ポテンシャルの有効活用」で「利用者が場所や時間によって変化すること、昼間人口比率が高いことを踏まえた公園づくりが重要です。」との記載があります。重要なことです。正しきしっかりと行うことが肝要です。対象公園がどの地域にあるのか、多いのは通学者なのか通勤者なのか、利用者がどのように変わるのか等、対象公園ごとに、適切にデータを収集し検討・検証して進める必要があります。(公園の調査の時間帯が、朝9時からになっていますが、早朝から定期的に利用している人も少なくないので、早朝から調査しないと適切なデータ収集ができにくいと思いました。)	本方針の策定にあたり、データの収集、分析を行ってまいりました。データの収集方法に関しましては、今後の参考にさせていただきます。	C
66	在住者⑩	第2章 公園の現状	6. 同「8. 公園をより良くするための4つの視点」の「視点4 様々な主体との連携」で「民間企業などとの緊密な連携が公園づくりの重要なテーマになっています。」との記述があります。難しい書き方で、どのような意味がよくわかりません。もし、区の方針として、民間企業の知見とノウハウを導入するためにPark-PFIの採用を今後のどの公園案件にも適用してゆくという趣旨であれば、反対です。区民の財産である区立公園等を、その管理者を区民から預かっている区が、営利企業である事業者に、収益事業の機会として提供して、そこを使って収益をあげさせるというスキームの適用を基本とすることを、本方針(案)に謳うことで、具体的案件に際しては、第一義的に、自動的に、Park-PFIの適用を検討するようなことになれば、区民の財産は守られないこととなります。Park-PFIを採用して正しく有効に公園行政を進めてゆく知見・スキルとマインドやガバナンスが、千代田区役所の職員組織には整っていないと思われまます。	※意見番号7と同じ	D
67	在住者⑩	第3章 公園づくりのビジョン	7. 第3章公園づくりのビジョンの「4. 方針と施策」の「方針4:様々な主体による公園づくり」は、不適切、或いは、ナンセンスな施策が含まれており、そっくり取り下げるべきと考えます。まず、「施策4-2 公園と隣接施設の一体的な利活用」は、当該公園と隣接施設で行う必然性のあるイベントでない場合は、当該イベントをその街の公園で開催する必要がないし、日常的に当該公園に通って遊んでいる子供たちの利用が制限されることにもなり、そのようなイベントを絡めるべきではありません。	公園等における祭りやイベントはコミュニティ形成にも重要な要素になると考えます(P20)。公園でのイベント等の実施においては、都市公園法を遵守しますので、不適切な内容で許可することはありません。	D
68	在住者⑩	第3章 公園づくりのビジョン	「施策4-3 公園に隣接する施設や道路との一体的な再整備」は、隣接施設で容積率アップ等を目指して公園への貢献の主張、与えられたインセンティブを使った建物の高層化などが懸念されますので、「方針と施策」に挙げることに反対です。	公園に関するご意見として受け止めさせていただきます。なお、「施策4-3」の公園に隣接する施設や道路との一体的な再整備の事例として、隣接する施設との連携に関するコラムを加えました。(p46)	D
69	在住者⑩	第3章 公園づくりのビジョン	「施策4-4 民間企業のノウハウの活用」は、「指定管理者:公募設置管理制度(Park-PFI)の活用などによる利便性や質の向上」を「方針と施策」とすることは不適切です。公園が、事業収益を生むとしたら、利用者がそれまではしていなかった買い物消費をすることになりかねない訳で、お金を落とさず楽しく過ごせる区立公園の住民価値を奪うものになりかねません。区立公園等は入場料を徴収している訳でもなく、また、それが正しいことで、公園の造成・維持・管理・運営は、民間のノウハウでサービスレベルを向上させ、収益力を高めるという考え方には、馴染むところがないと考えます。区自身で、それぞれの立地や特徴を踏まえて、利用者の声を積極的に広範に公平に聞き、打ち手の計画に取り入れて、区の自身の手で取り進めることが適切と考えます。それが、区民の本当の意見を聴き、区立公園等の公園づくりに反映させて、区民によるこぼれるものにしてゆく道です。妄りに民間企業に投げ出しはけません。	※意見番号7と同じ	D

No.	意見提出者の区分	本編該当章	意見内容(原文)	区の考え方	反映区分 A…意見を踏まえ、計画に反映したもの B…意見の趣旨が既に計画に反映されているもの C…今後検討のために参考とするもの D…その他
70	在住者⑩	第4章 公園づくりの進め方	1. 千代田区公園づくり基本方針(案)の第4章では、これからの公園づくりをどう行なっていくべきか、より具体的に示すとして、ハードで全面改修と部分改修、ソフトで運営と管理、計4つの手法を挙げていますが、現実的でないことも多く、取り下げの方がよいと思います。例えば、公園でのボール遊びやじゃぶじゃぶ池の開放は、運用(ソフト)で、活用方法の幅を広げる手法と説明されているが、強いボールをよけるネットや池を設けるハードの仕事と併せて、安全管理や指導を行うスタッフの確保など、ソフトの仕事も行う必要があり、運用(ソフト)のみで語ることは現実的ではないと思います。取り組みのボタンを予め想定しているということであれば、①全面改修、②部分改修、③維持・管理、④運用改善などとするのが妥当と考えます。これらも、結果を整理するとこのように分類できるという話で、①～④が全て重なりがなく漏れなく独立している訳ではなく、例えば、④を実施に伴って、設備の改修が必要になり、②になることもあり、①に繋がることもあるでしょう。進め方としては、各公園ごとの中期的利用計画と相互の連携も視野にいれた全体計画の策定、定期的なモニタリング・ヒアリング、年度ごとの施策優先度検討、年度ごとの事業計画・実行、というようなサイクルで進めることが共有されていればよいと考えます。	手法1～4はそれぞれ独立して単体で検討されるものではなく、相互に検討されるべきものと考えています。また、P66に記載の通りPDCAのサイクルにより進行管理を行ってまいります。	B
71	在住者⑩	第4章 公園づくりの進め方	2. 同第4章のここまでの取組みで、以下の内容を知りたいと思います。 (1)九段坂公園の「拡充された機能」の「コミュニティ形成機能」 (2)東郷元帥記念公園の「拡充された機能」の「コミュニティ形成機能」と「先駆的活用機能」 どのようなことが出来るようになって、どんな効果がでているのか、説明を聴きたいです。	九段坂公園については機能を再検討いたしました。 東郷元帥記念公園については、花火の利用やボール遊び、また遊具の拡充により機能を拡充しています。	A
72	在住者⑩	第4章 公園づくりの進め方	3. 同第4章で、アダプトシステムについての記述があります。「公共施設の一部を地域の方や企業、団体が引き受ける制度」からは、考え方も実態も、よく理解できません。「公共施設の一部である花壇の花の世話を近所の人や企業の社員が無償のボランティアをすることを区と取り決めて行う」というような理解で正しいでしょうか？アダプトシステム導入前は、例えば、草花の管理であれば、誰が行っていて、コストは誰が負担していたのでしょうか？導入後は、区の財政負担はなくなるのでしょうか？教えて欲しいです。	道路・公園等のアダプトシステムは、区民・企業・行政の連携・協働による緑化や清掃などを通して、まちに潤いを与えるとともに、地域の環境美化やコミュニティの活性化を図ることを目的としています。 千代田区では、町会・商店会・学校・ボランティア団体や企業等が、区の管理している道路・公園・児童遊園等において、草花の植付、管理や清掃などの環境美化活動を行っています。 実施場所：清水谷公園等	D
73	在住者⑩	第4章 公園づくりの進め方	4. 同第4章の「3. 今後の取組み」で、外濠公園と和泉公園では、該当する施策に「施策4-4」が挙げられています。Park-PFIを導入することになっていることであれば、看過できません。一律にPark-PFIを導入することは間違った方針だと思います。十分な検討・協議もなければ、許容できない暴挙だと思います。やめて欲しいと思います。	民間企業のノウハウの活用例として、 ●指定管理者・公募設置管理制度(Park-PFI)の活用などによる利便性や質の向上 ●整備・運営への民間活力の導入を検討 ●事業者やエリアマネジメント団体などとの協働 などを想定しています。どのような手法が良いのかなど、整備にあたって検討してまいります。	C
74	在住者⑩	その他	1. 58カ所の区立公園等のみが対象ですか？ 公園は、幅広い年齢層の住民の誰もが憩える空間であり、安心して過ごせる場です。特に、外遊び・運動を通じて健やかにたくましく育てゆく子ども達にとって、重要な場所であり、都市部にとって貴重な緑のある景観、多様な生き物の生息空間を創出するとともに、災害時の避難場所、ヒートアイランド現象などの都市気象の緩和、雨水の貯留浸透、地域の文化継承やコミュニティ醸成にも役割を果たしていると考えられます。第1章冒頭の通りです。正しい認識と拝察します。これらの役割・機能を、「公園機能・公園環境」と呼ぶと、それは、22?22?14=58カ所区立公園等のみが、果たせる機能・環境ではなく、一部果たせない機能があるとしても、民間施設の公開空地、開放されている民間施設の庭園、校庭開放されている小中学校等、なども、「公園機能・公園環境」を担うことができると言えます。区立公園等だけでは、面積が少ない状況ですので、区立公園等以外でも、そのような機能・環境を提供できる施設も視野に入れて、千代田区の「公園機能・公園環境」の拡張・進化を目指してゆくことを望みます。駿河台の三井住友海上の屋上庭園が多様な生き物の生息空間となっており、区民にも公開され、バードウォッチングの機会を提供しているなどの好例を見れば、このような考え方で展開することには期待が持てると思います。四番町のサイエンスプラザや二番町のベルギー大使館の周辺の空地も、芝生にしたりベンチを備え付けたりの模様替えで、周辺住民や通勤者・通学者が憩い休み、近隣の子供も遊びだるようになり、今以上の「公園機能・公園環境」が期待できると思います。このようなやり方で区が様々な主体の協力を得てゆくことは、どしどし進めればよいと思います。	ご意見ありがとうございます。 いただいたとおり、公開空地や道路を公園のように活用することなどを視野に入れ、本方針を策定しております。	B
75	在住者⑩	その他	2. 公園の目的は、大勢の人を集めることではない。 地域の特徴をもつ地域の公園等では、そこで開催する必然性のあるイベントがあると思います。例えば、日枝神社の大祭では、地域の公園等を御神輿の休み処にして担ぎ手を近所に人たちが囲むお祭りイベント、品川弥二郎の銅像の下で縁のある日に開く顕彰イベント、安全管理が徹底できる公園では、夏の週末に花火の会などを行うこと、など考えられます。チャリティイベントや音楽イベントでは、区立公園等のいずれかで開催する必然性のあるイベントが相対的に限られるはずで、地域の公園に関係のない、どこでやっても構わないイベントを区立公園等で行うと、日常的に憩いを求めて、休むために、友達との遊びに、生き物観察をしに、公園にきているユーザーたちの迷惑になるからです。	※意見番号64と同じ	D
76	在住者⑩	その他	3. 民間企業のノウハウの活用は、公園の造営・維持管理・運営の区民(利用者)へのサービスレベル向上に繋がらないのでやめて下さい。 区立公園等の区民財産を、管理する立場にある区の行政組織が、営利企業である事業者(民間企業)に、収益をあげる機会として提供することは、許容できません。公園で事業者が収益をあげるとすれば、利用者はそれまで公園で行ってこなかった買い物などの消費(代金支払い)をすることになりかねず、財布を持たずに歩いて来て、同じようにきている近所の人たちと話したり子供を遊ばせていた人たちの公園に来る価値・楽しみを変質させ破壊することにもなりかねません。従って、公園の仕事は、PFIに馴染みにくくはまずです。意味があるように導入できるようになるには、発注者である区に、委託者としてのスキル・ノウハウとガバナンスの効いた運用体制が求められます。官製談合発覚以来の対応からして、組織風土を自浄できる組織にはなっていないとは思えないので、指定管理者・公募設置管理制度(Park-PFI)の活用などは認められません。以上	※意見番号7と同じ	D

No.	意見提出者の区分	本編該当章	意見内容(原文)	区の考え方	反映区分 A … 意見を踏まえ、計画に反映したもの B … 意見の趣旨が既に計画に反映されているもの C … 今後検討のために参考とするもの D … その他
77	在住者⑩	第1章 千代田区公園づくり基本方針について	1千代田区公園づくり基本方針について 5これからの公園行政が目指す方向性 について 公園に「民間の投資を誘導する」ことが必要だとは思いませんし、公園が投資の目的になるとも思えません。という か、なってはいけないと思います。 民間の投資を誘導しないでいただきたいです。純粋に税金を使って、子供たちが安心して遊べる公園、区民や近くにお勤めの方たちの憩いの場となる公園を目指してつくってほしいです。 そのために、必ず、公園づくりには地元住民、利用者や子どもたちの意見をしっかりと聞き、何度も話し合いの場をもって、丁寧に進めてほしいです。企業や一部の人の意見だけではなく、広く意見を求めて、時間をかけて取り組んでほしいので、そのような方針を明記し、しっかり実行してほしいです。	※意見番号7と同じ	D
78	在住者⑩	その他	12月19日の環境まちづくり委員会で、担当部長が公園のPFIは千代田区には適さない旨の発言があったと思います。 大した公園でもないのに、何故、区で管理できないのでしょうか？ 千代田区は何でも外部委託しているように思います。非正規職員を無くして、スペシャリストを育てることが大切だと思えます。住民の暮らしを守ってくれる職員は住民の宝です。公園づくりを住民と一緒に進めてください。お願いします。	※意見番号7と同じ	D
79	区内事業者③	その他	年々夏の暑さがひどくなるのに、公園の樹木伐採が増えていることに非常に不安を感じている。 そんな中日比谷公園は、勤務先に近い唯一のオアシスです。 うっそうとした樹々と噴水やきれいに手入れされた花壇に気持ちが和みます。 都心の熱帯化は本当につらく、これでは街の中に人がいなくなるのではないかと思ってしまう。 都内の再開発による高層ビルの建築による廃棄物や二酸化炭素の増加は熱帯化と呼ばれる環境に対してますます悪化させるものではないか？ 都心にある公園の木陰やコンクリートやアスファルトではない土の地面を減らさないように努力してほしい。 千代田区は企業が多く集まる地域です。 打ち水や朝顔が効果があったのは大昔の話です。 一企業1緑地、1ガーデンを推進するなどの、せめて失くしたら補う対策や緑地を増やす対策をお願いしたい。	※意見番号51と同じ	C
80	在住者⑩	その他	千代田区の●●からラインで本日、千代田区の公園がPark-PFI方式で開発されるので反対意見を送るよう(意識)、告知があった旨ご連絡します。 千代田保健所から●●の案内があり参加し、●●のライン登録をしました。まさか子育て団体が政治的な動きをしているとは思えず、若干不信感があり、念の為ご報告します。 なお、私本人としてはPark-PFIは賛成の立場です。 錦華公園のような誰でも遊べて、条件は限られますが花火もできるような試みは素晴らしいと思います。 何でも税金任せではなく、民間ビジネスをうまく組み合わせるのも次世代の子供達のためだと考えます。	ご意見ありがとうございます。 関係所管へ情報共有いたしました。 民間活力の導入については、区民のメリット、デメリットを考慮し、慎重に検討してまいります。	B
81	その他①	第1章 千代田区公園づくり基本方針について	千代田区公園づくり基本方針(素案)には【反対】です。 【理由】 1)p6 5これからの公園行政が目指す方向性 4行目 民間の優良な投資を誘導する「公園設置管理制度(Park-PFI)の創設」 この導入には反対する。企業の資本が入らないからこそ誰も排除しない パブリックな場が提供できるのであって、貴重な公園を企業に売り渡すことになる。そうなった場合、これを推進した担当者はどのように責任が取れるのか。大変危険である。この部分は再検討し、削除すべき。慎重な姿勢を望む。	※意見番号7と同じ	D
82	その他①	第1章 千代田区公園づくり基本方針について	2)同じく p6 5これからの公園行政が目指す方向性 3行目 地域の関係者と公園管理関係者が利用の方法について話し合う協議会の設置 この協議会の導入には反対する。 誰を地域の関係者とし、誰を地域の関係者とししないのか、その判断は誰が決めるのか。行政が決めてはならない。 この協議会は、どのようにオープンにされるのか。 傍聴もできない、委員の名前も公開されない、いつどこで開催されるかも公表されない、では協議会の体はなさない。故に協議会の設置には反対する。 「地域の関係者と公園管理関係者が利用の方法について話し合う協議会の設置」については削除を求める 【結論】 p6 5これからの公園行政が目指す方向性 は、全面的に削除を求める	都市公園法において「公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うための協議会を組織することができる。」とされています。	D
83	在住者⑩	その他	公園は区内に住むすべての子供達が、安心してのびのびと遊べることを第一優先としていただきたいです。 千代田区の特に東半分のエリアは全体的に公園が狭く、わざわざお友達と電車に乗って他区の広い公園へ赴くくらいです。 公園とは名ばかりの空き地を作ってそこで大人がタバコを吹かしたり長時間居座るような場所が増えるくらいであれば、遊具や自由に走れるスペース、できる遊びの拡充、多様化を求めます。 また、民間企業の投資を誘致するとありますが、それによる区民のデメリットを考慮した上で、慎重に検討していただきたいです。 公園の機能をあまりにも逸脱するような華美な施設が作られても、インバウンド観光客が居座って区民が肩身の狭い思いをすることになれば本末転倒かと思えます。 あくまでも「自治体の運営する区立の公園」としての本質を守った上で自治体の負担を減らす施策としての民間投資を取り入れていただければ幸いです。	ご意見ありがとうございます。 民間活力の導入については、区民のメリット・デメリットを考慮し、慎重に検討してまいります。	B
84	在住者⑩	その他	区民の憩いの場、子どもたちの遊び場、地域活動の拠点として、千代田区の公園は民間に頼らず、責任を持って整備、管理、運営をしてください。	今後も地域や子どもたちのために、公園づくりに努めてまいります。	B

No.	意見提出者の区分	本編該当章	意見内容(原文)	区の考え方	反映区分 A … 意見を踏まえ、計画に反映したもの B … 意見の趣旨が既に計画に反映されているもの C … 今後検討のために参考とするもの D … その他
85	在住者④	その他	小学校6年生から2歳まで4人の子どもの母です。千代田区内にある公園の遊具やトイレは他と比べてどこもきれいだと感じています。また3番目の娘は重症心身障害児のため、区内にインクルーシブ公園が検討されているのはすごく嬉しいです。2歳の末っ子はこれからさらに公園にお世話になりますので計画が進むことを楽しみにしていますが、子どもの成長はあっという間です。改修工事が長引き遊具を利用しないまま適齢期が過ぎてしまうことがないよう計画→工事は速やかに行っていたきたいです。	ご意見ありがとうございます。 標準的な整備のスケジュール感が分かるようロードマップを記載しました。(p66) 公園整備にあたっては、子どもの成長を意識しながら推進してまいります。	A
86	在住者⑤	その他	東京はヒートアイランド化が進み年々温度が上がっています。樹冠被覆率「ある土地の面積に対して 枝や葉が茂っている部分の割合のこと」を下げる樹木の伐採は中止して下さい。日比谷公園や公園ではありませんが神田警察通りのような樹木の温存は必須です。木陰は見た目も涼やかに見えるばかりでなく温度を下げる効果があり酷暑では熱中症予防効果があります。近年の、気候変動/気候危機による酷暑緩和を目的に、欧米各国では、樹冠被覆率を上げる政策がとられています。アメリカ・ニューヨーク市では、2035年までに、少なくとも樹冠被覆率を30%に上げるよう目標がかけられています。オーストラリアのメルボルンでは、2040年まで樹冠被覆率を40%に。フランスのリヨンでは、樹木憲章が定められ、車の車線を減らして街路樹を増やしています。一方日本では、樹幹被覆率の高い樹木が、バッサリ、切られることをよく耳にします。公園で樹幹被覆率の高い木陰があれば木陰の下で知らない人同士で話すことが出来ますが木陰がなければ交流する機会がなくなります。コミュニケーションを図るためにも緑を大切に作る公園を作って下さい。秋は色とりどりの紅葉が見事だった東郷公園でしたが先日、通りがかった時に色とりどりの樹木が伐採されていて代わりに広場になっているのには驚きました。既にある樹木を生かす公園づくりをこころがけて下さい。	※意見番号51と同じ	C
87	在住者⑥	第3章 公園づくりのビジョン	第3章 公園づくりのビジョン 4. 方針と施策 視点4 様々な主体との連携 方針4-3 開発との連携 とあります。 公園を種地にして民間企業と連携して開発することは絶対に止めて下さい。開発＝高層化、育っていた樹木や植物が高層化の日影により枯れたり紅葉しなくなったりと環境が一変します。実際、自宅の隣接地で100mのビルが建ち何十年も育っていた梅の木が枯れたり紅葉しなくなったり冬は温度が下がり冷え込んだりしています。公園は公共性のあるものです。独立性をもって住民の意見に耳を傾けながら運営して下さい。	公園を種地にして民間企業と連携して開発することは想定していません。 今後も緑の機能に配慮した整備を進めてまいります。	D
88	在住者⑦	その他	夏休みの花火やボール遊び、外濠公園の築山、ドッグランなど、少し前には無かったできなかったことができるように工夫されており、感謝しています。 千代田区内の公園は小さく、数も少ないので、区内全体を俯瞰して機能を分担するという内容が最も妥当だと思います。 あとはハード整備としてのボール遊び場所ができることを切に願っています。大人のためのスペース(公開空地や様々な店)や移動手段はいくらでもあります。子どもたちのためにお願い致します。 頑張ってください！	ご意見ありがとうございます。 ボール遊びに関しては、柔軟なルールづくりのもと安全に遊べる空間を増設していきたいと考えており、p60の「機能特化型の整備」に追記しました。 今後も地域や子どもたちを第一に考え、公園づくりに努めてまいります。	A
89	在住者⑧	その他	「年末の忙しい時にやらないで欲しい」何度言っても、何年経っても住民の意見を聞かない「千代田区環境まちづくり部道路公園課」。 年末の忙しい時期に「アンケート」「説明会」「パブコメ」をこそつとやる。意見募集期間：令和6年12月5日～20日。今回も期間はたったの15日間。 気がつかれない様に、短期間で、区民の都合などお構いなく決行。わざと年末を狙っている「悪意が有る」と思われても仕方あるまい。というか、アリバイ作りの為で、元々意見なんか聞く気がないから、毎度同じ事を繰り返す、開き直る(議会での担当部課長の上から圧する口の聞き方を何度も見ている)。 東京都「公園まちづくり制度」基本方針 https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/pdf/kouen_2_01.pdf 3 制度の運用 (1) 民間の創意工夫をいかしたまちづくり 民間の創意工夫をいかし、まちづくりと公園・緑地の整備を両立するため、民間の事業者等による計画の提案と整備の実施を基本とする。 上位計画、先行する東京都「公園まちづくり制度」の「民間の事業者等による計画」で、デベロッパーに好きな様に壊されて行く神宮外苑や日比谷公園を見るに、小池都知事直系の樋口千代田区長(緑・イチョウ伐採)の下に成立を急ぐ制度に危うさを感じる。 「エリアマネジメント」(東京ミッドタウン日比谷・三井不動産、等) 「民間の優良な投資を誘導する「公園設置管理制度(Park-PFI)の創設」 「東京都の職員が三井不動産に大量天下り」の報道が顕著。 区の施設は区が管理修繕するべき。区道、区民の財産を公開空地としてデベに差し出す、一部の人間がコントロール出来る仕組みに反対する。	ご意見ありがとうございます。 今後も地域や子どもたちを第一に考え、公園づくりに努めてまいります。	D

No.	意見提出者の区分	本編該当章	意見内容(原文)	区の考え方	反映区分 A … 意見を踏まえ、計画に反映したもの B … 意見の趣旨が既に計画に反映されているもの C … 今後検討のために参考とするもの D … その他
90	在住者②	その他	千代田区公園づくり基本方針(素案)を拝読させていただきました。 これまでの公園とはまた違った角度でこれからの公園のあり方を、様々な利用者の立場や意見を取り入れながら多様に模索しながら取り組んでくださっていることがよく分かり、千代田区に住んでいてよかったな、と大変ありがたく感じております。錦華公園のインクルーシブな遊具は我が家のこどもたちも大のお気に入り、友達を誘って何度も遊びに行っています。 また、錦華公園での町会がやっていたイベントにも保育園の友人家族と参加させていただき、イベントをするスペースとして活用できるよさを感じました。 公園での花火ができるようにとても嬉しく、こどもの友人からは花火をして楽しかったというお話を聞きました。 来年は、ぜひ夏に公園で花火をしたいなと思っています！ 余談ですが先日は富士見小での道ひろばのイベントに参加し、ソファなどでゆったりしたり、工作や道路への落書きなどもこどもたちは思う存分遊べて大満足でした！こういった新しい時代の公園や道路の整備や活用をこれから進めていただけたら大変嬉しいです。1区民として、できることがあれば、積極的に参加したいと考えております。	ご意見ありがとうございます。 引き続き、多様なニーズに寄り添いながら、地域や子どもたちを第一に考え、公園づくりに努めてまいります。	B
91	在住者②	その他	私は支援学校に勤めています。錦華公園のブランコが 肢体不自由 のお子さんだけでなく どんなお子さんも乗れるので とてもいいと思いました。 区内の保育園は園庭がないので、保育園の子が安心して遊べるこのような公園があることがとてもありがたく感じています。 コロナの時には 四谷の外壕公園で騒ぐ若者がいた時にも対応してくださりありがとうございました。これからも 障害のあるお子さんも遊べる公園をどんどん作ってください。 道路公園課の皆さま、これからも頑張ってください！ 応援しております。	※意見番号90と同じ	B
92	在住者③	その他	障害を持った子どもを何人か見かけていますが、公園ではなかなか見かけないような気がします。 今回の方針に沿ってインクルーシブ遊具をまずは導入し、障害を持った子どもも一緒に遊べる空間を整備してほしいです。 応援しています！	ご意見ありがとうございます。 P39「施策1-3公園でできることを増やす」や、「施策1-4各公園で機能を分ける」の考え方を念頭にインクルーシブ遊具の導入を進め、すべての子どもが楽しむことができる公園づくりを進めていきます。	B
93	区内事業者④	その他	千代田区はビル街が多く、街角の公園は動く者にとり貴重な憩いの場になっている。職場の近くに、樹木とベンチがあるだけの小さな公園があり、毎日癒されている。遊具などが無くても、土の地面と木陰があれば、小さな子どもたちは虫や落ち葉、木の実で楽しく過ごせる。戸建ての庭が無くても土に触れられる身近な公園を、これからも残してほしい。	ご意見ありがとうございます。 虫取りや落ち葉集めなど自然に触れ合う遊びはとても大切だと考えています。 引き続き、地域や子どもたちのために公園づくりに努めてまいりたいと思います。	B
94	在住者③		千代田区公園づくり基本方針につきまして、公園は公共の土地であり、災害対策を含めて公共の利に資するようにするべく、民間に任せてはいけないから、運営を民間に任せてこなかった経緯があると思いますので、公園の運営を民間に委託する事に反対いたします。 民間に委託する事で、公共の施設という視点ではなく、開発業者寄りの運営になる恐れが高く、心より、公園の運営の民営委託に強く反対致します。	※意見番号7と同じ	D
95	区内事業者⑤	その他	神宮外苑や葛西臨海水族園でやられているような公園の既存の樹木の伐採は絶対やめて欲しい。また、渋谷区の宮下公園のようなパークPFIも公園が商業的になりすぎるのでやめて欲しい。	※意見番号51と同じ	C
96	在住者③	その他	樹木は伐採するべきではない。 公園に民間の力は要らない。 民間が入ると、汚職の温床になる場合が多々ある。	※意見番号51と同じ	C
97	在住者③	第4章 公園づくりの進め方	東郷公園の完成を待っています。 東郷公園について、様々な議論を経て計画が作り上げられており、良くまとめたなと思って見えています。工事が始まった時の工事内容に不満はなく、なかなか進まないことに対して、子どもたちが可哀想でした。以前の鬱蒼としていた空間が開放的になったことで安全になったと感じています。上段に整備される大きな遊具については、計画当初から楽しみにしており、現在の計画でも変わっていないことが確認でき良かったです。1日も早い完成をお願いします。 またこの方針についても、大規模なアンケートやヒアリングがなされ、取りまとめや分析にご苦労されたと思います。ホームページで検討会も確認しました。体育大会でのブースや遊具コーナーについても、いつもの体育大会での子どもたちの遊びに関する逃げ場がないことを良く理解されているなど感じました。 今後この方針で公園づくりが進められていくことを楽しみにしています。	ご意見ありがとうございます。 東郷公園につきましても、できるだけ早く工事を進め、子ども達がのびのびと遊べる公園を1日でも早く完成させたいと考えております。 引き続き、地域や子どもたちのために公園づくりに尽力いたします。	B
98	在住者④	第3章 公園づくりのビジョン	未来の公園シーンのイラストは、これまでほとんどできなかったことが描かれており、最近実験的に進められている内容も反映されているので、期待できる方針になっていると感じました。これまでの検討過程をホームページで見ました。 エリアごとの方針や個別公園の方針など、膨大なデータから多角的な検討をされていることも確認しました。そして、文面がわかりやすくまとめられていると感じています。文章が長いと、一般人にはハードルが高く、読む気が起きませんが、今回の内容は良く考えられていると感じました。 区内の公園全体で機能を分担することについて、なるほどなと感じました。 今できていないものとしては、方針に記載されているスケートパークやボルタリングの整備で、イメージ図のような形で早く工事を完成してほしいです。またキャッチボールなどボールを使った遊びが気軽にできる場所をとにかく作ってほしいです。 あとはスピード感でしょうか。公園づくりを優先して早くしてほしいのですが、公園のほかに道路工事や電線の地中化、橋の工事などもやっているようですし、どれも大事なジャンルですので、難しいでしょうか。宜しく申し上げます。	ご意見ありがとうございます。 できるだけ早いスピード感をもち、引き続き、地域や子どもたちのために公園づくりに努めてまいりたいと思います。	B

No.	意見提出者の区分	本編該当章	意見内容(原文)	区の考え方	反映区分 A…意見を踏まえ、計画に反映したもの B…意見の趣旨が既に計画に反映されているもの C…今後検討のために参考とするもの D…その他
99	在住者③	その他	千代田区の状況を理解し、バランス良く施策がまとめられている。 千代田区のようなコンディションを考えると、視点・方針・施策はどれも重要であり、外せるものはない。 これらを複合的に進めて行くことで、千代田区らしい公園、素晴らしい街になっていくと感じた。 公園が良くなれば、子どもたちの満足度が上がり、未永く千代田区に住みたいと感じるようになると思う。子どもたちが満足する公園づくりをどんどん進めてほしい。大人のスペースは充分ある。移動も子どもより簡単にできる。子どもに優しい街にしていきたい。	ご意見ありがとうございます。 引き続き、地域や子どもたちのために公園づくりに努めてまいりたいと思います。	B
100	在住者③	その他	何点か、要望があります。 まず、温暖化により、夏の間、ほとんど公園で遊べない状態になっています。 しかしながら、文京区立元町公園などのように、大きな広葉樹が植えてある公園では、広範囲に木陰が出来、夏でもかなり涼しく、熱中症を避けながら遊ぶことが出来ます。 千代田区も、西神田の公園などは、広いスペースが取ってありますが、木陰がなく、夏は危険です。野球などのボール遊びも禁止されているため、広いスペースを確保する意味もなくなっています。 植樹によって、木陰を増やして、夏でも子供達が遊べる公園にしていきたいと思っています。	ご意見ありがとうございます。 木陰の利用や日除け、ドライリストの設置を積極的に進め、夏でも安心して遊べる公園づくりに努めます。	B
101	在住者③	その他	また区の管轄ではなく、環境省の管轄と聞いていますが、北の丸公園の一面に、日比谷公園や上野公園、清澄庭園の児童公園部などのように、子供達の遊具スペース(ブランコやアスレチックなど)を作ってください。 現在は、まったく遊具がなく、子育て世代が子供を連れて行っても、ただ走るくらいしかなく、有効に活用されていません。ちょっとでもボール遊びをしていると、警備員がすごい勢いで走って来て注意をされます(非常に不愉快です)。 自然観賞が目的の公園でしようが、自然をただ外から眺めるだけでなく、自然環境の中で子供達が元気に遊んでいる姿こそが美しいという価値観に転換してください。そのためには、一面に遊具を設置することが不可欠だと思います。武道館の関連施設のためには、随分と多くの木を伐採しています。環境保護の名の下に、遊具スペースを確保できないことはないはずですよ。	北の丸公園は、環境省が管理する国民公園として、歴史的雰囲気、美観、静穏を保持しながら庭園としての維持管理がなされている点で、区が管理する公園と異なります。 一方、区は、本年度(令和6年度)、環境省とともに、北の丸公園の活用に向けた実証として、令和6年12月から令和7年3月8日までの間、プレーカー(自然素材等を利用し、子どもが自由な発想で遊ぶ移動式遊び場)を運用しており、今後もどのような点で、連携できるか、環境省と協議してまいります。	B
102	在住者③	その他	最後に「富士見2丁目広場」が設置されているのは有り難いのですが、わざわざ非常に音のうるさい金属製の柵を張り巡らせているせいで、ボール遊び厳禁という張り紙がそこら中に張り巡らされており、非常に威圧的で、とても伸び伸びと子供を遊ばせることが出来ません。近隣住民の苦情は理解できますが、例えば、富士見3丁目広場は、もう少し静かなフェンスであり、もうなくなってしまいましたが、コロナ中に区役所に来たに設置されていた広場はネットでしたので、一切、音を気にせずに子供たちが楽しくボール遊びに興じていました。 なぜ、2丁目広場だけ、あんなうるさいフェンスを設置されたのでしょうか？ ネットに変更すれば、住民利用者も、もっと快適になることは間違いありません。 私は千代田区民で、私自身の子供は、もう公園で走り回る年齢をほとんど終えてしまいましたが、次世代の子供達のために、是非ご検討ください。	ご意見ありがとうございます。 関係部署へ情報共有するとともに、地域や子どもたちのための公園づくりに努めてまいりたいと思います。	C
103	在住者③	その他	公園は本来子供達が安心・安全に遊べる場であって民間に委ねるものではないと思います。 最近が開発により公開空地でのイベントが多く、わざわざ民間に委ねる必要はなく従来通り行政が責任を持って管理するのが当然と考えます。 マンション住民が9割を占める千代田区で屋外で子供達が遊べる唯一の場所が公園です。 公園の役割を原点に戻って考えて下さい。 公園は子供達の大事な遊び場であることを。 よって地域の関係者と公園管理者(民間)が利用の方法について話し合う協議会の設置や「公園設置管理制度」の創設は必要なく反対します。	※意見番号7と同じ	D
104	在住者③	第3章 公園づくりのビジョン	千代田区公園づくり基本方針第3章-3について 施策4-3開発との連携 ■公園に隣接する施設や道路との一体的な再整備 千代田区各箇所で行っているような再開発に伴う問題の発生での様々な対立を防ぐため、と、金銭的利益を得ることになる対象に対しての利益供与と受け取られることを避けるため、さらに今までと環境が変わり、住みにくい困難な(騒音やごみ等)状況が生じることも考えられる周辺住民のため、「周辺住民への丁寧な説明と周辺住民のおおむね8割の了承を得ることを前提に、また区民全体の財産の利用方法の変更については、区民への丁寧な説明と了承を得ることを必要とする」との記載をしてほしい。	公園に関するご意見として受け止めさせていただきます。	D
105	在住者③	第3章 公園づくりのビジョン	施策4-2 公園と隣接施設の一体的な利活用 ●公園に隣接する施設と連携したイベントの推進 ●公開空地などを公園的空間として利活用 ①千代田区各箇所で行っている様々な問題の発生と住民の対立を防ぐために、金銭的利益を得ることになる対象に対しての利益供与と受け取られることを避けるため、さらに今までと環境が変わり、住みにくい困難な(すでにイベントで問題が発生している地域もあるため)状況が生じることも考えられる周辺住民のため、「周辺住民への丁寧な説明と周辺住民のおおむね8割の了承を得ることを前提に、また区民全体の財産の利用方法の変更については、区民への丁寧な説明と了承を得ることを必要とする」と、区有地を含むため「イベント主催者への区の指導も行う」との記載をしてほしい。	※意見番号104と同じ	D

No.	意見提出者の区分	本編該当章	意見内容(原文)	区の考え方	反映区分 A … 意見を踏まえ、計画に反映したもの B … 意見の趣旨が既に計画に反映されているもの C … 今後検討のために参考とするもの D … その他
106	在住者 ^㊸	第3章 公園づくりのビジョン	<p>②公開空地利用については「周辺住民への丁寧な説明と公開空地設置時に(建物の建築時)、近隣住民との間で合意(意見聴取した結果の現在のルール)形成をした公開空地利用内容の 一方的な変更はしない。すでに周辺地域での合意があるため、既存のルールを優先し、変更する場合は周辺住民の話し合いの場を設定し、少数意見も尊重する」と記載してほしい。</p> <p>☆以上の文面あるいは、その趣旨を何らかの形で記載してほしい。</p>	※意見番号104と同じ	D

※いずれのご意見も原文のまま掲載しています。

在住者	38名
事業者	5名
その他	1名
計	44名

建築物省エネ法、建築基準法の改正について

1 改正内容の経緯

令和7年4月1日から施行予定の「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」において、建築物エネルギー消費性能基準の適合義務付け、建築確認検査対象等が見直された。

2 主な改正内容

1)建築物省エネ法(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)

①建築物エネルギー消費性能基準(省エネ基準)

- ・外皮基準(外壁・屋根・窓等の断熱性能等)
- ・一次エネルギー消費量基準
(空調・給湯等の建物で使われる設備機器の消費エネルギー量)

(改正) 全ての新築住宅・非住宅について建築物エネルギー消費性能基準への適合義務付けられる。(令和7年4月1日施行)

	非住宅	住宅
大規模(延床面積 2,000 m ² 以上)	適合義務	新たに適合義務
中規模(延床面積 300 m ² 以上)		
小規模(延床面積 300 m ² 未満)	新たに適合義務	

○令和5年度 実績 区案件(延床面積 10,000 m²以下)
確認申請済実績 計89件
内、適合義務 57件(全体の2/3)

②省エネ基準の強化

平成28年省エネ基準制定

令和6年度 大規模(2,000 m²以上)非住宅 基準値引上

令和7年4月 全対象適合義務

令和8年度 中規模(300 m²~2,000 m²)非住宅 基準値引上

令和12年度 全建築物のさらなる基準値引上

③省エネ基準に適合させるための追加コスト(別添資料4-2)

2)建築基準法の改正

木造建築物等の構造規定の審査・検査対象拡充(令和7年4月1日施行)

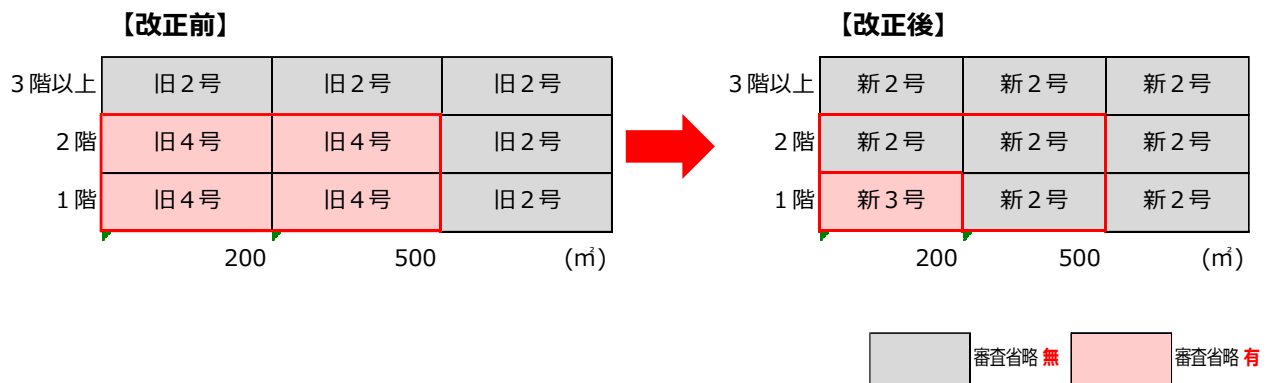
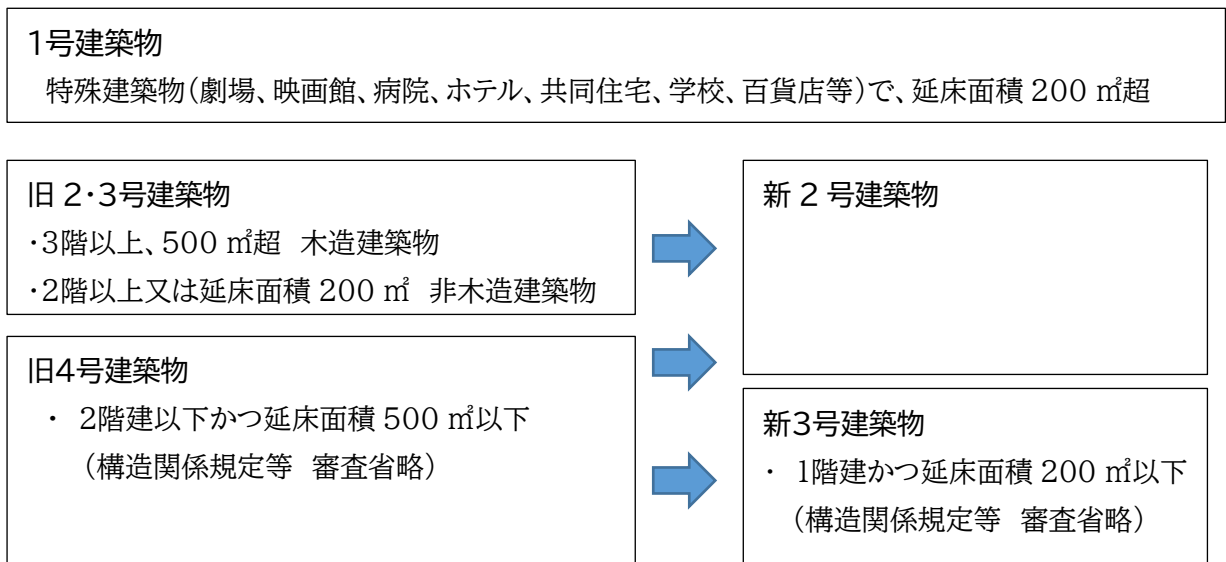
(現行) 建築基準法 第6条第1項 第1~4号

旧4号建築物(2階建以下かつ延床面積 500 m²以下)は審査省略制度により、
構造・防火設備等規定の一部の審査・検査が省略されている。

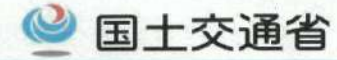
○建築確認審査対象の建築物規模

(改正前)

(改正後)



1. 新築住宅・建築物の省エネルギー基準適合の確保



省エネ基準に適合させるために必要な追加的コストの試算例(住宅)

- 省エネ基準に適合させるために必要となる追加的コストは、建設費の約1.3~4.0%となり、規模が大きいほど割合が小さい。
- 光熱費の低減による追加的コストの回収期間は、約17~35年となり、戸建住宅の期間が最も長い。共同住宅については、規模が大きいほど期間が長い。

建物概要※1	基準適合させるための追加措置※2	追加的コスト	総建設費※3に占める追加的コストの割合	光熱費の低減額※4	回収期間
大規模住宅 (30戸×70㎡=2,100㎡ の共同住宅)	【屋根】 ・硬質ウレタンフォーム2種2号・10mm → ・硬質ウレタンフォーム2種2号・30mm 【外壁】 ・吹付け硬質A種1・10mm → ・吹付け硬質A種1・40mm 【床】 ・A種押出法ホリスチレンフォーム保温板3種b・20mm → ・A種押出法ホリスチレンフォーム保温板3種b・45mm	約22万円/戸 (約3,200円/㎡)	約1.3%	約1.1万円 /戸・年	約20年
中規模住宅 (9戸×70㎡=630㎡ の共同住宅)	【開口部】 ・アルミサッシ → ・アルミサッシ ・単板ガラス → ・複層ガラス	約26万円/戸 (約3,700円/㎡)	約1.5%	約1.6万円 /戸・年	約17年
小規模住宅 (120㎡の戸建住宅)	【天井】 ・グラスウール10K・50mm → ・高性能グラスウール16K・150mm 【外壁】 ・グラスウール10K・35mm → ・高性能グラスウール16K・85mm 【床】 ・A種押出法ホリスチレンフォーム保温板2種b・20mm → ・A種押出法ホリスチレンフォーム保温板3種b・60mm 【開口部】 ・アルミサッシ → ・アルミサッシ ・単板ガラス → ・複層ガラス	約87万円/戸 (約7,200円/㎡)	約4.0%	約2.5万円 /戸・年	約35年

※1 6地域を想定

※2 断熱等級を3から4に上げるための措置。届出における不適合物件の大半(92%)が断熱等級3に適合しているため。

※3 平成27年度住宅着工統計の工事予定額より算定(共同住宅:25万円/㎡(RC造分譲住宅)、戸建住宅:18万円/㎡(木造注文住宅))

※4 WEBプログラムにより算定した二次エネルギー削減量に、電気料金単価(家庭用の料金プランから30.00円/kWhと設定)を乗じて算定

引用：国土交通省 平成30年9月21日開催
社会資本整備審議会 建築分科会、建築環境部会

第5次千代田区一般廃棄物処理基本計画(案)に対する意見公募の結果について

1 意見公募の概要

- (1)募集期間 令和6年12月20日(月)から
令和7年1月10日(金)まで
- (2)募集方法 区ホームページ、直接持参、郵送、ファックス
電子メール
- (3)周知方法等 ① 広報千代田(令和6年12月20日号)
② 「千代田区食品ロス削減推進計画(案)」の閲覧
千代田清掃事務所、各出張所、区政情報コーナー、
区ホームページ

2 案への意見者数

区分	在住者	区内 事業所	在勤者	在学者	その他	計
パブリック コメント	6名				2名	8名

3 案への意見数(区分別)

区分	意見数
資源循環の更なる促進	8件
策定内容の記載	5件
収集手数料有料化	3件
事業系ごみの更なる削減	3件
インバウンドへの対応	2件
ねずみ・カラス対策	2件
広報の充実	2件
資源化率	1件
廃棄物の発生抑制	1件
不適正排出の管理	1件
計画全般	1件
進捗状況の公表	1件
合 計	30件

第5次千代田区一般廃棄物処理基本計画（案）に対するご意見の概要と区の方考え方

No.	意見者	区分および該当頁	意見内容	区の方考え方
1	在住者	計画全般	計画案そのものは、全くその通りですが、カーボンニュートラル達成に向けて実現させる為にはどのようにしていったらよいか問題だと思います。区民各人がゴミ廃棄処理と気候変動の関係をいかに認識しているか、理解は出来ていても、実際の行動には移行出来ないのが現状だと思います。ゴミの廃棄のしかたについて、町会、マンション、商店会等、区民対象に基本的な講習会形式の周知が必要です。個人が如何に認識を深めるのが第一です。同時に企業にも、包装などビジネス最優先の考え方を変えるよう、国の指導が必要です。区民、事業者、行政が連携して循環型社会の形成を目指すところがあるが、まず行政の指導がどの程度まで達成できるかに係っています。基本計画がそれぞれ課題として取り上げられているか、課題を実現させる具体案を示していかないと問題は、いつまでも未解決のままです。一案として出来るところからペナルティを課すことも取り入れては如何かと思えます。	千代田区では令和3（2021）年11月に「千代田区気候非常事態宣言」を表明し、令和32（2050）年までに二酸化炭素（CO2）排出量実質ゼロを目指す「2050ゼロカーボンちよだ」を掲げています。この計画では、ごみの削減や3Rの推進により、ごみ焼却量の削減を通じて、脱炭素社会の実現に貢献します。ご指摘のペナルティを課すことの必要性については、今後の検討課題とさせていただきます。
2	在住者	進捗状況の公表	計画は1年ごとの目標も立ててほしい。1年でどれだけ目標を達成できたか、達成できなかったのはなぜなのか等をホームページで公開してほしい。計画がどのように進んでいるのか公開が中期目標年度2029年や2034年度だと、長すぎて区民は関心を持ちづらいのではないかと。毎年経過を公開した方が区民は関心を持ちゴミを減らそうと意識すると思う。	一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な各年度の事業については、毎年度、1年単位で一般廃棄物実施計画を定めております。また、前年度の実績や当該年度の目標値はHP等で公表しておりますが、区民の皆様により関心を持っていただくための周知手法について検討していきます。
3	その他	策定内容の記載 3頁 4行目	「二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指すとのことですが、どこかに解説を記載した方がよいと思います。	計画書付属資料の用語集で説明します。
4	その他	策定内容の記載 5頁 6行目	東京二十三区清掃一部事務組合関連の、ごみ焼却による令和4年度（R4.3～R5.2）では、売電・売熱収入額は129億円とのことだが、区民1人当たりごみ処理費用 約25,000円/年は収入を控除した値でしょうか。	区民1人当たりごみ処理費用 25,000円/年は区の令和5年度の清掃リサイクル費決算額を区の人口で割った額（1,714,652,658円÷68,851人≒24,903円）です。清掃リサイクル費決算額には、ごみ焼却に係る経費が含まれており、その経費から売電・売熱収入額は控除されています。
5	その他	策定内容の記載 5頁 4段落目	・2022年度の廃棄物分野の温室効果ガス排出量は…と記載されていますが、約3/4は産業廃棄物由来だと思います。一般廃棄物由来の数値も記載した方がよいと思います。 ・焼却処理時にメタンガスは発生するのでしょうか？	ここでは、ごみ削減の必要性をごみ焼却処理時に発生する温室効果ガスの発生状況から説明させていただいたものです。また、ごみの焼却処理時にはメタンガスは発生します。
6	在住者	策定内容の記載 22頁	計画22pのグラフは見づらいので改善してほしい。他区を参考にしたり、千代田区の民間企業から分かりやすいグラフ（資料）作成の助言をもらうことはできないのか。資料作成のため民間のようにAIを使ったらどうか。資料作成について千代田区の企業に意見を求めています。	計画22pのグラフは第4次計画における数値目標の達成状況を示すものですが、グラフの前提条件の説明が不足しているため、分かりやすく改善します。
7	在住者	インバウンドへの対応 24頁 「1. 家庭系ごみの課題」	家庭ごみの課題 「資源ごみの分別に関するトラブル発生」は今後大きな課題である。また外国人住民のマナーの悪さを教育プログラムにより改善されればと思います。	ごみ出しルールの周知・徹底については課題として認識しています。今後はごみ出しルールが外国人にも分かりやすいよう多言語対応の案内なども工夫することにより、ごみ出しルールの周知を徹底してまいります。

No.	意見者	区分および該当頁	意見内容	区の考え方
8	在住者	インバウンドへの対応 26頁 「4. インバウンドへの対応」	インバウンドへの対応 区がきちんと把握しようとしてない「民泊」の外人によるゴミ捨ては問題。罰則を設ける必要有り。	外国人観光客によるごみのポイ捨てなどのマナーの問題が深刻化しており、その対応については課題として認識しております。ご指摘の民泊の所管課と連携して実態把握に努めてまいります。
9	在住者	資源循環の更なる促進 30頁 5行目「方針1」	ごみの発生抑制として、スーパーのトレイを使用しない方法を考えるべき。	ご指摘の点については、計画における取組みである「商習慣の見直しに向けた検討」に含めて検討してまいります。
10	その他	資源化率 33頁 37頁	<ul style="list-style-type: none"> ・2034年度の指標、47,000t/年（資源化率70%）の延長線上ではむづかしいと思います。 例 ・医療機関由来の廃棄物 ・リユースやリペアを繰り返してリサイクルも出来ないものは、最終的にはごみになる（古着、食器、家具他） ・リサイクル不可の紙類（感熱紙他） 	日本にもゼロ・ウェスト宣言・取組みによりリサイクル率80%超えを達成した自治体がございます。本計画では、バックキャストに基づき、長期的なビジョンを描きつつ、PDCAサイクルを活用して現実的かつ持続的な進行管理を行い、区民、事業者と連携・協同し、無駄や浪費をなくして、ごみを極力出さない、焼却量や最終処分量を限りなくゼロに近づける「2050ゼロ・ウェイトちよだ」と資源循環型社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。
11	在住者	策定内容の記載 34頁	計画を読んでごみの量を減らそうと思った。計画34pの「具体的にどれを減らしたら良いか」の例について、4つだけでなくもっと様々な例を挙げた方が区民の捨てるゴミの量が減るのではないかと。	ご指摘の「具体的にどれほど削減したらよいのか」は、具体例として4品目の削減量を例示したものです。他の具体例についても今後検討し、ごみ削減の目安として周知していきます。
12	在住者	廃棄物の発生抑制 38頁 「1-3. レジ袋の削減、マイバッグの推進」	レジ袋の削減、マイバッグの推進を今後もっと啓発すべき。	レジ袋削減、マイバッグの推進については、今後とも継続して周知活動を進めてまいります。
13	在住者	収集手数料有料化 38頁 「1-6. 収集手数料有料化の検討」	「収集手数料有料化」にすると、住民以外の観光客が、ポイ捨てや人の家へゴミを捨てる事が多くなる。民泊を許可を廃止してからにしてほしい。台東区も隣町なので千代田区だけでなく規制をすべき事。	「収集手数料有料化」については23区全体で検討し、取り組む必要があります。有料化に伴う影響については慎重に検討し、適切に対応してまいります。
14	その他	収集手数料有料化 38頁 「1-6. 収集手数料有料化の検討」	<ul style="list-style-type: none"> ・有料化が行われると次のようなことが懸念されます。 (1)ポイ捨てが増える。 (2)自販機横のリサイクルボックスをごみ箱にする人が増える。 (3)無料化の近隣自治体の集積所に運び込む。 他 	「収集手数料有料化」については23区全体で検討し、取り組む必要があります。有料化に伴う影響については慎重に検討し、適切に対応してまいります。
15	在住者	収集手数料有料化 38頁 「1-6. 収集手数料有料化の検討」	<p>計画38pの「収集手数料有料化の検討」について、収集手数料有料化に反対です。</p> <p>有料化する等区民に負担を与えるより、ゴミを減らした区民にエコポイントを与える等インセンティブの方向の考えに変えてもらえないか。</p> <p>中野区のエコポイントの取り組みを参考にしてほしい。（この例はゴミ減少の取り組みではないが、ゴミ減少の実績があったらインセンティブがつくようにした方がゴミ減少につながるのではないかと。）</p> <p>https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/kankyo/ondankataisaku/ecopoint/ecopoint.html</p>	「収集手数料有料化」については23区全体で検討し、取り組む必要があります。有料化に伴う影響については慎重に検討し、適切に対応してまいります。

No.	意見者	区分および該当頁	意見内容	区の考え方
16	在住者	不適正排出の管理 40頁 「1-13. 不適正排出対策」	千代田区内に居住しながら事業を行っていますが、事業所が出るゴミやダンボールは事業系有料ごみ処理券を購入したり、ちよだエコオフィスに収集を頼んだりし、全て有償で出している。これについては、区内の事業者の義務なので一定理解できるが、以下のような事例を見るにつけ、正直者がバカを見る制度になっているように思われ、残念な気持ちになる。 ・一軒家の郵便受けに株式会社と入っているような自宅で事業を行っている人たちが、一般ゴミとしては考えられない大量のゴミ（例えば家の前に積み上がるようなダンボールなど）を一軒家の前に出している。 ・私が入居するマンションで、粗大ゴミのシールの貼られていない粗大ゴミが大量に投棄されている。（管理会社に相談し、新しい管理人が着任してからは解消済み） こういった悪質な事例をしっかりと取り締まるようにしてほしい。	不適切な排出については、排出者を特定し、職員による調査・指導するなど、ごみ出しルールの周知・理解を求め、適正な排出を促進してまいります。
17	在住者	ねずみ・カラス対策 41頁	ネズミの巣は、除去が難しいので、エサとなる生ゴミの管理をする必要があります。生ゴミは、「蓋のある容器に入れる」よう促す啓発活動と、容器購入の補助をすることを提案します。ネズミの繁殖力は凄まじいものです。ハツカネズミの飼育では雌雄別々に飼います。雌雄一緒にすると交尾が頻繁に起こり、みるみる個体数が増えます。ネズミ算とは、よく言ったものだ后感心してしまいます。	区として様々なねずみ対策を講じていますが、何よりも餌になるごみを放置しないことが極めて重要です。ねずみ発生を抑制するためには、ごみ出しルールを守っていただくことが大切であり、ごみ出しルールの周知・理解を求め、適正な排出を促進してまいります。
18	在住者	ねずみ・カラス対策 41頁	カラス対策としては、巣の除去が有効と思います。子ガラスは、巣離れの後、親ガラスに追われ、新しい縄張りを探します。その結果、生息域が拡がり、個体数も増えます。個体数を増やさない対策として、巣の除去を提案します。	カラスの巣の除去につきましては、東京都環境局の指導に基づいて行う必要があります。
19	在住者	資源循環の更なる促進 42頁 「2-1. 粗大ごみの有効活用」 「2-5. 古着の資源回収の拡大」	粗大ごみとして家具等の再生利用の推進をすすめていただきたい。また、古着のリユース拡大に賛成します。	本計画における基本方針の「資源循環の更なる促進」に向けて、リサイクルと資源回収の拡充を図っていきます。
20	在住者	資源循環の更なる促進 42頁 「2-4. 紙類の分別・資源回収」	「雑がみ袋」の配布をぜひ行っていただきたい。併せて「雑がみ袋」に入れてよい雑がみの種類を示してもらえれば、分別しやすくなります。	雑がみ袋については先進事例も参考にしつつ、雑紙の資源化が一層図られるよう分別しやすしい工夫を検討してまいります。
21	その他	資源循環の更なる促進 42頁 「2-5. 古着の資源回収の拡大」	ステーキホルダーをもっと広く検討の必要があるのでは。	民間における様々な資源循環システムがございますので、古着等資源の回収拡大にあたっては、広く調査し比較検討してまいります。

No.	意見者	区分および該当頁	意見内容	区の考え方
22	その他	資源循環の更なる促進 43頁 「2-6. 蛍光灯の資源回収」	都内での完全リサイクルを検討しては。	区では蛍光灯の完全リサイクルを図るため、日本で唯一の水銀リサイクル処理できる事業者で適切に行っています。
23	在住者	資源循環の更なる促進 43頁 「2-9. スマートごみ箱の検討」	スマートゴミ箱に賛成です。	インバウンドの増加に伴い、区内でのポイ捨て等の不法投棄が増加しています。その対応策の一つとして、スマートごみ箱の導入についても慎重に検討してまいります。
24	在住者	資源循環の更なる促進 44頁 「(3)その他の資源循環対策」	落ち葉(イナリ・トナリ)を堆肥や燃やすゴミとせず、資源として活用することを提案します。 1. イチョウ葉エキスとして製品化する。 イチョウの葉には、抗酸化物質であるフラボノイド配糖体およびルペンラクトンが含まれると聞きます。落ち葉から抽出できれば、有効活用できます。 2. 栃の実入り焼酎として製品化する。 京都府綾部市では、佐々木酒店製造のとちの実を使った焼酎「栃神(とちがみ)」をふるさと納税の返礼品にしています。栃木県日光市の蔵元・渡邊佐平商店の「とちひろえ」は、栃の実入りの焼酎です。 3. 恵庭市では、街路樹の維持管理のなかで「落ち葉回収用ボランティア袋」を市民との協働を目的として活用しているようです。	ごみの減量・資源循環に係るアイデアについては今後広く募り、区民・事業者と共有する仕組みを検討してまいります。
25	在住者	資源循環の更なる促進 45頁 「2-16. 生ごみ(厨芥類)のリサイクル」	基本計画と関連するかどうかわかりませんが、生ごみの処理について、千代田区でも率先して取り入れて欲しいと思うことがあり、ここに記します。 生ごみを焼却ではなく、菌を使って無害な水にする(消滅型の生ゴミ分界処理)装置があるそうです。 私が知るところでは、POITOというものだそうです。 他社でもあるかもしれません。 ディズニーランドや羽田空港でも取り入れられているそうです。	事業系ごみの中でも割合が多い食品廃棄物に関して、事業者が生ごみ処理機を設置することで、生ごみの削減等を図れることから、計画において、事業系生ごみ処理機の設置に関する補助金制度を創設します。この補助金制度は、菌を使って無害な水にする(消滅型の生ゴミ分界処理)装置に対しても補助対象としております。
26		事業系ごみの更なる削減 51頁 「4-8. 事業系生ごみ処理機設置助成の創設」	メリットとして次のようなことが考えられると思います。 ・焼却による空気汚染が減る。 ・ゴミを冷却保存する電気代などが抑えられる。 ・水として処理できるので、処理した残骸が残らない。 ・千代田区でこのような自然に優しい技術を取り入れることを自慢できる。 区ではなく、区にある大規模な商業施設や町会などに設置することによって、 区の負担が減ることも考えられると思います。 ご検討いただければ幸いです。	
27	在住者	広報の充実 49頁 「3-18. 広報の充実」	ゴミの種別量や業種別等詳細にわたり調べあげた仕事量は大変だった事と関心致しました。それゆえ今後は「広報の充実」がもっと必要だと思います。	各種メディアを通じて、ごみの減量・資源循環についてわかりやすく発信し、区民全体の環境意識の向上を目指します。

No.	意見者	区分および該当頁	意見内容	区の考え方
28	在住者	広報の充実 49頁 「3-18. 広報の充実」	ホームページに 「皆さんから寄せられたご意見とそれに対する回答は区の考え方とともに、後日区のホームページで公表します。」 とありますがいつごろまでにホームページでの回答があるのか気になります。いつごろ公開予定するかということ、ホームページで公開した方が意見を送る区民が増えると思います。	ご指摘の事項について、検討させていただきます。
29	その他	事業系ごみの更なる削減 50頁 「4-3. 食品廃棄物の発生抑制」	水切り励行運動の推奨	水切りの徹底はごみ量の削減に有効です。水切りの励行を推奨していきます。
30	その他	事業系ごみの更なる削減 51頁 「4-7. 食品廃棄物の循環システム」	民間施設の活用を検討しては。	食品廃棄物の循環システムについては、民間における先進的な循環システムについて広く比較検討してまいります。

九段南一丁目地区のまちづくりについて

- 北・中・南地区一体のまちづくりの推進にあたり、
北地区は市街地再開発事業、中・南地区は土地区画整理事業を検討
 - 令和5年12月に地区計画、令和6年3月に市街地再開発事業を都市計画決定
 - 計画実現に向け、先行して中地区・南地区における土地区画整理事業の施行を予定
 - 土地区画整理事業着手に伴い、令和7年4月中旬以降、中地区の区道の一部を閉鎖予定
- ※なお、廃道手続きは、北地区の再開発事業認可後を予定

<参考> 将来街区形状



地区計画区域 市街地再開発事業区域 土地区画整理事業区域 通行可能箇所